

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成27年10月9日 午前9時59分～午後3時24分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	森永靖子	委員	佃昌樹
副委員長	森満晃	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	川添公貴
委員	杉蘭道朗	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	小田原勇次郎

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野一誠

○その他の議員

議員	江口是彦	議員	持原秀行
議員	新原春二	議員	成川幸太郎

○説明のための出席者

危機管理監	新屋義文	市民福祉部長	春田修二
防災安全課長	角島栄	市民健康課長	檜垣淳子
原子力安全対策室長	遠矢一星		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋

○審査事件等

1 審査事件

- (1) 陳情第14号 全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情
- (2) 陳情第15号 川内原発1号機の速やかな原子炉停止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情
- (3) 陳情第16号 安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情
- (4) 陳情第17号 川内原発の速やかな避難訓練実施を求める陳情
- (5) 陳情第18号 川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情

2 調査事項

- ・ 行政視察の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、14名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可します。

△陳情審査の進め方について

○委員長（森永靖子）それでは、今臨時会で本委員会に付託された陳情5件について審査を行います。

ここで、本日の陳情5件の審査の進め方についてお諮りします。

本日の審査は、陳情趣旨が同様となっている陳情第14号及び16号については、一括議題として審査を進めることとし、陳情趣旨が異なる陳情第15号、17号及び18号については、陳情ごとに審査を進めることとしたいと思いますが、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

なお、陳情文書表については、9月30日の本会議において既に配付されておりますことから、陳情文書表の朗読は省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

△陳情第14号及び陳情第16号

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第14号全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情及び陳情第16号安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情を一括議題といたします。

○委員（佃 昌樹）審査の前に、協議会にさせていただいて、ちょっと協議をお願いしたいんですよ。そのほうが速く審査がさばけると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（森永靖子）途中ではありますが、佃委員のほうから協議会に切りかえてという意見が出ましたので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○委員長（森永靖子）じゃあ、これから協議会に切りかえます。失礼しました。

~~~~~

午前10時03分休憩

~~~~~

午前10時20分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）本会議に戻して、きょうの議題に入ります。

それでは、陳情第14号全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情及び陳情第16号安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情を一括議題とします。

これらの陳情の審査に当たっては、まず、当局への確認事項があれば確認していただき、その後委員から自由討議の要望があれば、自由討議で審査を進めることとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

まず、本陳情の内容に関し、当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）二つの陳情について一括してということなんで、まず安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情、田中ひろみさんの陳情の中で、書いてあることについて確認したいと思います。

一番下のほうに、3歳未満の乳幼児は、丸剤は飲みにくいので、粉末のヨウ素剤を水とシロップで溶かしたものを飲ませることにしています。しかし、シロップは腐るため保管できないとして、5キロ圏内も事前配布していません。星印として、滋賀県は、粉末ヨウ素剤とシロップを約30キロ圏内の保育園などで保管済みというふうにされております。

一つは、滋賀県では、このようなことをしているということについて確認できるかどうかですが、まず一つが、滋賀県では保育園にあるということについて、当局は確認されてるかどうかということです。

それから、粉末ヨウ素剤なんですけど、これは、薩摩川内市においては、聞くところによると保健所にしかないというふう聞いております。それ

が正しいかどうか。そして、粉末ヨウ素剤の量はどの位あるのか。何人分あるのか。それから、保管場所は保健所というふうに聞いてるけど、それが正しいかどうか。

そして、粉末ヨウ素剤をシロップとまぜる場合に、器具があるというふうに聞いてます。非常に微量です。0.0 幾らってということで、1 回当たりの粉末ヨウ素剤の量のごくわずかと聞いておりますので、それをやっぱり計量してシロップとまぜるということについては、器具があるというふうに聞いてるんですが、この器具がどのぐらいあるのかと。

それから、それぞれのこの粉末をシロップとまぜて持っていくのか。それとも、避難所に持って行ってそこでまぜるのかわかりませんが、そこら辺もどうなってるのか。まぜて持っていくとしても、避難所の数と、そしてそこに持っていくための手段、また職員の数というものがどうなっているのか。

それから、避難所に避難してからそれを飲ませるとしたら、5 キロ圏から以遠というのは、5 キロ圏でしたね。UPZ 圏内については、空間放射線量が観測されてから避難することになりますので、そういう意味では微量かもしれない、低線量かもしれないけども、被曝をしながら逃げることになるわけですので。そうすると、間に合うのかどうかと。陳情には、摂取してから8 時間前後だと、抑制効果は40%、16 時間後だとほとんど効果がありませんか書いてあるんですが、それが間に合うのかどうかということなどです。

それから、専門職員 ― つまり副作用があるわけですので、そういうふうに言われているわけですので、その副作用のチェックをするということとそれからしなくちゃいけないわけですね、その飲ませる段階で。そうすると専門職員、がいなくちゃいけない。その専門職員という人たちの数が、ちゃんとそういうふうに避難所ごとにそろうのかどうかと。そういう小さい子に飲ませるっていうことになる、泣いたりとかいろいろあると思うんで、とても兼ねるということとはできないと思うんです。そこに集中しないといけないと思うんですが、そういった職員の数が、専門職員の数が足りるのかどうかとか、そういうことについて、もし後で抜けていたらまたお尋ねしたいと思いますが、全体としてそこをちょっとお聞きしたいん

ですが。

○市民福祉部長（春田修一） 幾つか質問があったところでございますが、まず滋賀県の状況がシロップ等とということでございますが、私どもが入手した状況では、長浜と高浜市の関連施設のところに配布したと。保育園、幼稚園、UPZ 内の小・中学校、保育園、幼稚園等に配布したということでは聞いております。

ただ、乳児向けの粉末剤の備蓄方法については、今後の検討課題というような形で資料としては入手しておりまして、実際配布してるかどうかということについては、備蓄してるかどうかということについては、ちょっと確認はとれておりません。

それと、県の安定配備状況でございますが、3 歳児未満への粉末シロップ等については、各保健所に配布しているということで資料はいただいております。全体で1,900 人分（後刻発言訂正あり、3 ページ参照）ということで聞いております。

それと、まぜて持っていくのか、あるいは持ってまぜるのかということにつきましては、済いません、県のほうには確認はとっていないところでございます。

それと、副作用のチェックということで、県の指針の中には、薬剤師等によって調合という形になっておりまして、県のほうで現在、薬剤師が何名いるのかどうかということについては、確認はとっておりませんが、県のほうとしては各保健所、そういうところに薬剤師等も配置しながら対応するというように聞いておりますので、職員の専門職のチェック分については重要だろうというふうに考えております。

済いません。私先ほど1,900 人分と申しましたが、1,900 グラム、6 万人分ということで、訂正をさせていただきたいと思います。

それと、川薩保健所には、100 グラム（後刻発言訂正あり、3 ページ参照。）で、3,000 人分（後刻発言訂正あり、6 ページ参照）の配備がされてるというふうに伺っているところでございます。

器具等につきましては、器具等の説明がございましたが、器具等の分については、済いません、詳細は把握してないところでございます。

以上でございます。

済いません、委員長。再度、訂正させていただ

きます。

川薩保健所で、先ほど100グラムと申しましたが、1,100グラムでございました。訂正させていただきます。

**○委員（井上勝博）** 1,100グラムということで、これを避難所に持っていかなくちゃいけないと思うんです。その避難所の薩摩川内市民が避難する箇所数、そこに持っていくということになるわけですよね。そういう持っていく手段、人員というのがあるのかどうかということなんです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 県においては各保健所に配備し、そして各避難所等にとっていくということによっておりますので、その体制についてはとれてるものというふうに、私どもとしては判断してるところでございます。

**○委員（井上勝博）** だから、1,900グラム圏内にあって、そのうち主には1,100グラムが川薩保健所ということで非常に多いわけですよ。だから、持ってくとしたら、川薩保健所から川内市民に持っていくという考え方でこういうことになってんじゃないかなと思うんです。ですから、川薩保健所からその各避難所に持っていくっていうことになると思うんですが、まず避難所の数はちょっとどのぐらいでしたっけ。ちょっと数を確認したいんですけど。

**○防災安全課長（角島 栄）** 避難所の数は290カ所です。

**○委員（井上勝博）** 290カ所に持っていくっていうことについては、その人員の体制があるのかどうかと。先ほど言ったように、時間との勝負ですよ。6時間以内、8時間前後だと抑制効果が40%。本当ならば、もっと早く飲まなきゃいけないというものですので、避難所に着いたらもう直ちに飲むっていうぐらいにしないといけないですよ。そうすると、290カ所の避難所に、そんなにシロップと粉末をぱっと持っていかれる人員とかいうのが整っているのかどうかということなんですけど、そこはどうなんでしょう。

**○防災安全課長（角島 栄）** 今、避難所については290カ所ですが、それは一斉に全方向に避難した場合が290カ所でございますので、委員のほうが言われましたように、UPZ圏内については、そういう放射線量につきまして避難しますので、避難する場所が限られておりますので、290カ所一斉にっていうことは、そういう場合

っていうのが、今のところは考えられないということで、指定された場所ですので、そこに何カ所あるかっていうことになってくると思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** UPZに薩摩川内市はかなりの部分がPAZとUPZの範囲内に入ってしまう、祁答院の一部が30キロ圏以遠ですので。そういう意味では、最悪の事態というのは考えておかなきゃいけないと思うんです。やっぱり安全の問題ですので、避難ですので、最も最悪の場合というのを考えて、余裕を持って計画っていうのを立てておかないと。いやこれはもうなかったぞと、ヨウ素剤なかったぞというような話はいかんわけで、その辺はやっぱりちゃんとすべきじゃないかと。そういう体制を持つべきではないかというふうに考えてるんですが、そこはどうでしょうか。

**○防災安全課長（角島 栄）** 先ほど部長のほうからありましたように、県内の保健所に準備してあるということですので、そちらのほうの県のほうから、保健所からのほうの対応も考えられると思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** そうすれば、1,900グラムのうちの1,100グラムが主に川薩保健所にあるわけですので、川薩保健所がいわば拠点になってるというふうに考えられるので、ちょっと今どうなのかなというふうに思うんですが。それはちょっとまだよくわからないというところで置いておいて、今回の陳情の中で、陳情1の中で、ヨウ素剤の配布については、ごめんなさい。ほかに、とにかく5キロ圏内のPAZだけじゃない、市内で、全ての陳情1の（2）ですかね……。1か。安定ヨウ素剤の配布は薩摩川内市全域の住民を対象とすることこう書いてあるわけですよ。これについて、今PAZ圏内の住民には配布しているわけですよ。報道によると、転出者がおったんだけど、そこから回収していなかったっていうことでちょっと報道されてますけれども。この5キロ圏内の住民に配布するんであるならば、福島の実例から考えても、決して5キロ圏内にとどまることはないかもしれないわけです。ですので、少なくとも市内全域の住民を対象にすべきだということについて、なぜそうしないんだろうかという根拠なんですよ。なぜ5キロ圏内というふうにしたのか、その根拠が何なのか。その科学的な根拠

です。それをまずお示しいただきたいと思うんです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 科学的な根拠をとということでございますが、私どもとしてそれは把握しておりませんが、ただ、国、規制庁が作成しました原子力防災指針に基づきまして、これにつきましては、それぞれの専門の方々を検討された結果で、地方公共団体向けの指針等も出ているところでございます、それに基づき私どもは動いてというような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（森永靖子）** 井上委員、今回までにしてください。

**○委員（井上勝博）** はい。5キロ圏内にしたのは、指針に基づいているということなんです。指針の中でそういうふうを書いてあったちゅうの、私ちょっと今記憶してなくて。しかし実際は、福島の実例があるわけだから、安全のためには、5キロ圏内の人たちには配ってるわけですので、それを拡大するだけですので、30キロ圏内に。行政量としては非常にふえることになるんですが、しかし、市民の安全のためにということであるならば、本当にそこまで真剣に考えなきゃいけないと思うんです。

指針に書いてあったかどうかの確認というのをちょっと課長にお願いしたいのと、それから、やっぱり実際に起こってることですので、配布するのに手間暇かかっても配布できると、5キロ圏内やってるわけですから、30キロ圏内に拡大するってということについて、物理的には不可能じゃないと思うんですが、その辺についての見解をちょっとお願いします。

**○市民福祉部長（春田修一）** この指針の中には、全面緊急事態に至った場合に、避難の際に服用の指示に基づき、速やかに安定ヨウ素剤を服用するとされておまして、このような迅速な服用を可能とするため、事前にヨウ素剤を配布しておく必要があるということで、PAZに関しては書いてあるところでございます。そのようなこと等から、県と、協議をいたしておまして、昨年度から説明会を開催しながら、事前配布という形でPAZ内の説明会、配布を開始しているところでございます。

ただ、このPAZ、この配布に対しましては、医師による説明という部分が記載されておまし

て、県の市の医師会と協議をいたしまして、医師会のほうから医師を派遣していただいて説明をした後に、チェックをしながら、禁忌の方等もいらっしゃいますので、そういう方等をスクリーニングしながら、配布可能な人、あるいは禁忌者、そういう部分でお話をしながら配布を行っているというような状況でございます。

**○委員（杉藺道朗）** ちょっと確認したいんですが、先ほど市のほうにも一応ヨウ素剤6万人分等の保管があるというふうにお聞きをしましたけれども、ヨウ素剤に関して言えば、おおむね40歳以下ということになっておるんですが。今のこの6万人、それと保健所の3,000人分っていうのは、その40歳以下を対象とした数字ということで確認をすればよろしいのでしょうか。まず、そこが1点。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 今の1,900グラムっていうヨウ化カリウム粉末なので、3歳未満の方の対象の分がその量だけあるっていうことになります。

**○委員（杉藺道朗）** ですから、今この人口、9万8,000ぐらいでしょうか。この人口の中において、当然40歳未満ということで、小さな子どもたちに対してのそういう粉末シロップ剤、そういうのも含めて、要はその対象として、大体今の言われた人数で対応がしっかりできるんですかということなんです。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 人数的には十分足りる分になります。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。

それと、この陳情14号の2番目に、いろいろ各行政機関、それから民間の事業所等含めて配置をできればなというふうに希望として記載をしております。先ほど委員からもいろいろございましたけれども、単純にすぐ、もし何かの事象があって、即服用してくださいというものではないし、当然取り扱いについても慎重を期さなければならぬし、ましてや、施設内における方々のいろんな満身的な部分も、副作用もある部分もございますので、しっかりした対応の中において服用をさせるという部分が必要かなというふうに思うわけです。これは原則そうでしょうし。てなったときに、この陳情の中のこの施設の部分、行政当局に部分は含みませんけれども、民間レベルにおいて、準備をしていただいている部分っていうのは、あ

くまでもその社員の方々、もしくは職員の方々、人数分等々になるのかなという思いがするんですけども。となったときに、先ほど申しましたとおりに、当然ある程度の知識、もしくは資格のある方等々において、配布、服用していただくということになれば、民間の事業所等々においては、その部分っていうのが一つの大きな課題というか、クリアすべき点も出てくるのではないかなというふうに思いますが、当局として、この陳情14号の2番目の項目については、行政はともかくとして、民間レベルにおいての対応というのはどこまでなし得るのかなという推測というか、そこあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今の、杉菌委員の答弁の前に、先ほどの部分でもう1回修正をさせていただきますと思います。

私が、先ほど川薩保健所に1,100グラムと申ししたのは、ヨウ化カリウムの粉末でございまして、その部分が3,000人分と申しましたが、3万3,000人分でございますので、修正方お願いしたいと思います。それとあわせて、先ほど課長がございましたように、ヨウ化カリウムにつきましては、19万3,000丸備蓄しているというような状況でございます。

今、委員のほうからございました部分でございますが、現在の状況でございますが、学校、保育園につきましては、現在県のほうも含めまして、教育委員会と備蓄に対して協議を進めているところでございます。

ただ、それ以外の30キロ圏内の、UPZ内の部分については、避難経路指針の中でも、避難経路とかいう形での避難所等の備蓄も必要というような書きぶりがございますので、これにつきましても、今、現在、今おっしゃいましたように管理の問題がございますので、誰が責任を持って管理するのかということ等がございますので、基本的には地方公共団体が管理できるそういう支所とかそういう部分を、UPZの中ではどうかということで、今、現在協議をしてるところでございます。

**○委員（杉菌道朗）** これが徹底されて、このような形で準備っていいでしょうか、できれば、非常に大きな一つには理想論であるのかなというふうに思います。これが一番望ましい姿であるのかなとは思いますが、今部長の答弁聞いてますと、まだまだこれからいろいろ協議を含めて詰

めていかなければならない課題がたくさんあるのかなというふうに思うところであります。

そしてまた、住民だけじゃなく、旅行者や仕事で訪れる人にも配布できる状態にしておくこと、これもある意味大事な点ではあるのかなというふうに思いますけれども、それぞれいろんな場所で、観光客、薩摩川内市内訪れる方等もいらっしゃいますし、場合によってはその近辺に配備がなくてっていう部分もあるかもしれませんし、この件についても少し、いろいろ課題、詰めていく部分が多いのかなというふうに私は感じたところであります。

ただ、陳情に関しまして言いますと、やはりいろんな思いの中から出されておりますので、繰り返しになりますが、課題、まだまだ詰めていかなければならないところ等々しっかり対応していただける部分があれば、今後やっていただきたいなというふうに思うところです。

以上です。

**○委員（佃 昌樹）** PAZ内の5キロ圏内については、原災法10条で、もう既に避難の準備に入ったり、避難行動を起こしたりということで、安定ヨウ素剤も配られているわけですが。UPZ内ですよね、先ほどもあるように、UPZ内の全住民が一斉に一時移転を行わず、緊急モニタリングの結果に基づいて、毎時20キロマイクロシーベルト以上を超える区域が特定された場合に、住民の一時移転をやるということで、確実に被曝状態で避難をする。そのときに、緊急に4時間以内であれば、80%ぐらいが安定ヨウ素剤の効率的な服用であるというふうに言われているんですが、この4時間以内にそういったところを抽出しながら配れる体制が、先ほど聞いたときに果たしてできるのかな。さっきは子どもの、幼児のヨウ素剤の件ですが、大人も含めて、または外部から入ってきた人たちも含めてそういった対応ができるのかなというのが一つあります。

それから二つ目に、大体そういうふうにもう20マイクロシーベルト以上の地域が一時移転をするということになると、これを完成させていくのに、県が主体であるとは言いながら、私どものところはその該当地域を抱えてるわけですから、大体いつごろまでにこれを完成したいと、市として考えているのかっていうことがあります。できるだけ早目に完成をさしていかなければ、かけ声

だけで終わってしまうということにかなりませんので。そのところをきちっとさしておきたいと思うのが2点目。

3点目が、今回、避難訓練が行われるわけですが、実際にこの避難訓練の中で、12月20日、こういった行動計画を入れ込むことが大事だなというふうに思うんですが。その辺については県が主催だとは言いながらも、薩摩川内市としては当該地域に当たりますので、こういったことについてやっぱりきちっと訓練の中にも位置づけをせざるを得ないと思ってるんですが、その辺についてはどうなのか。3点について伺いをしたいと思う。

**○市民福祉部長（春田修一）** まず1点目、4時間対応が可能なのかということでございますが、この分につきましては、備蓄をしている部分が19万3,000丸があると申しましたが、これらを今保健センターのほうに、金庫かけながら管理しておりますが。先ほど言ったように、避難経路とかそういう部分の公共施設等に配置しながら、できるだけこの4時間以内で服用ができるような体制については、今後県とも協議をしながら進めていきたいと思います。

配備がいつ完成するのかということだろうと思いますが、これにつきましては、時期の明言はできませんが、できるだけ早い時点で配備ができるような形で県とも詰めていきたいというふうに考えております。

**○防災安全課長（角島 栄）** まず、3番目の中の避難訓練の中でのそういう行動計画という、安定ヨウ素剤の配布のことだと思われそうですが、それについては委員のほうも言われましたように、県全体のほうで進めておりますので、その計画の中で実施することになりますので、今後開かれます会議の中で協議していきたいと考えております。

2番目の20マイクロシーベルト以上のときの一時移転についての完成ってということで言われたんですが、ちょっと意味がわからないんですが、20マイクロシーベルトでなると、そういう安定ヨウ素剤を配布する体制が完成するということですかね。そこはちょっと。いいですか。わかりました。ありがとうございます。

以上です。

**○委員（佃 昌樹）** もう1回、20マイクロシーベルト以上の地区が指定されたときに、その

地区の人たちは一時移転をします。それを即座に対応できるようにしなきゃいけないわけで。これ全面的に全地域になるのか一部地域なのか、それはわからないが、そういった体制づくりというのは、もうごく近未来的には完成せないかんと思うんですが、それはまだどの程度先になるのかと聞いているんです。

**○危機管理監（新屋義文）** UPZの一時移転の関係でございます。20マイクロシーベルトパワーの範囲を指定して、そこに地域について避難、屋内退避等をしながら、1週間以内の移転という部分でありますので、その間において、バス等の移動等、車両等の準備をしながら避難をしていくという計画でございますので、今現在において、そういう計画で対応していくということで計画的には整っております。

以上です。

**○委員（佃 昌樹）** 乳幼児に対する、または40歳未満に対する5キロ圏内の配布はわかっています。だけど、UPZについては、配布状況——まだ保管状況はあちこち保管をされてるとわかってるんですが、配布状況はまだ説明が何もないわけ。どういうふうにして配布しますとか、何時間以内に配布を目指していますとか。それから地域が限定されたときに、その地域に対して即座に配布する体制は、少なくとも来年、再来年には完成をしていきたいとか、そういった体制整備の関係について今後どの程度かかりますか、期間としてどの程度かかりますかって聞いている。

**○市民福祉部長（春田修一）** ただいまの御質問につきましては、明確な答えは出ないわけですが、現在、先ほど言ったように、配布場所あるいは学校、保育園の備蓄とそういう部分等も含めまして、県のほうも教育委員会とも協議中でございまして、それらを踏まえた上での配布という形になるかと思っておりますので、急いで、急がないといけないという部分は、県、私どもも同じでございますので、できるだけ早い時点でその体制づくりについても詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 私、この内閣府の避難の模式図を見てるんですが、やっぱり内閣府としては計画はつくって地元で丸投げをして、県がばたばたしているような状況なんですけど、もうちょっと、

これ大事な問題ですので、みんなにかかわってきます。何も全ての人が一時移転をするというんじゃないくて、とどまる人もいますよ、中には。そういう人を含めて、全ての人に一時移転のところの人は配らにやならなくわけです。だから、避難対象者だけじゃなくて、在宅の対象者も含めながら考えていかにならんので、より早く綿密に、やっぱりその対応を薩摩川内市が言わなきゃどこが言うんですか。

やっぱり薩摩川内市が先頭を切って県に対してどんどんつついて、「早くしなさいよ」と、「市民は困ってんだよ」って。やっぱりそういうことをやらないと、いつまでっていう工程表はできないよね、県に頼ってばかりいたら。だから、イニシアチブを県から奪って対応するような、そういった体制で臨まないと、この避難の問題、特に安定ヨウ素剤の配布の問題については、これはもうだらだらとなってしまう気がします。だから、ぜひ頑張ってそこはもらいたいと思います。住民の代表として、行政は。

もう以上で終わります。

**○委員（川畑善照）** 今ほど出てますように、避難計画と人の移動と、これは全市民って書いてありますけど、旅行者を含めて、夜だとか、これ時を選ばないわけですから。夜であろうと日帰りであろうと、旅行者も外部からも集まりますね。この避難計画の移動とヨウ素剤の移動の整合性ですよ。ここをどのように捉えてらっしゃるかちゅうこと。一緒に運ばれるのか、避難と同時に。例えばバスとかいろいろ手配してますよね。そういうところなんかの整合性は、やはり避難計画の中に入ってるんですかということを今お聞きしてるんです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 配布につきましては、先ほど言ったように、本市の中でも、この避難経路に即した部分の公共施設にできるだけ早い時点で配布をしていきたいと。ですから、より近い形で経路、あるいは避難所も含めまして、指定されたところで管理ができるような部分であれば、人の移動と、あるいはヨウ素剤の配布という部分が、備蓄と関連しながら考えていきたいというふうには思っております。

ただ、現在どこに置かかという問題等をちょっと詰めているところでございますので、今、委員おっしゃいました部分も含めまして、できるだけ

早い時点で配布ができる、そういう備蓄場所、それとあわせた体制という部分が、今後早目に詰めていきたいというふうには考えております。

**○委員（川畑善照）** 本当、避難計画と同時に、ヨウ素剤の移動もしっかり把握されるべきだと思うし、12月20日の訓練で、どのようにそれを取り組まれるのかちゅうのも含めて、やはり早急に検討すべきであろうかと思っております。

**○委員（川添公貴）** この陳情の中で、ヨウ素剤を薩摩川内市全域の住民を対象とすることとなっているんですが、先ほどありました約9万8,000人の人口全部でしょうから。仮に全部に配布をしたときに、その薬剤管理が市を含めて、個人も含めて、できるのかって思うんです。ちゅうのは、勝手に申しわけない、自分のことなんです。私でさえ、何曜日の午前と午後と夜とっていうぐらいにカレンダーをつくってカレンダーに薬を入れてあるんですけど、ちなみにまだ38歳なんですけど（笑）。それぐらい薬の管理ちゅうのは、高齢者になってくしゃ、いろんな薬を飲んでいらっしゃるんで、まず考えられること、誤飲、誤用があります。そこを考えたときに、果たして、この全世帯に配布することが望ましいのか。住民の安全を確保するのに、配ることによって危険性が増すちゅう可能性もありますんで、そこをプロとしてどうお考えなのかちゅうのが1点。

PAZとUPZについての考え方は、私もまだ勉強不足なんですけど、放射線がもしものとき、飛び散るときに、比重が重いやつは5キロ圏内の手前に落ちてきますよね。ストロンチウムとかプルトニウムとかセシウムの重いやつは手前に落ちていく。だから、その辺で、5で切ったのかなとは思いますが、これはもうちょっと勉強しなきゃいけませんけど。それを考えたときに、一番被害が出やすいことを考えたときに、じゃあ全世帯に本当に配ったほうがいいのかっていう疑問が湧いてはきます。だから、そこプロとして教えてほしい。

それから、先ほどおっしゃったように、備蓄として、これは、考え方は別です。最後に言いますが、考え方は別なんで、備蓄として、今後、協議をされて、学校等にされるちゅうことは、学校には保健師さんがいらっしゃるから、そのような手だてができるんだらうと。ここに、ありがたく先ほど陳情資料の参考にしてくださいっていう資

料をいただきまして、読まさせていただくと、医師、保健師等の処方によって処方することということになってるんで、学校等についてはそのような考え方で進めていらっしゃるんだろうかと思うんですが、それが間違いないか。保健師さんて、そういう専門家がいらっしゃる。それから鑑みると、単なる事業者、もしくはいろんなところに置くのは法的に難しいのかなっていう思いがするんで、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

ここは、避難計画じゃありませんけど、先ほど雑談の中で話をしましたように、そういう備蓄がいろんな形で持っていけるとしたら、今後の課題ですよ。今後の課題として、避難場所に持っていく、避難場所に持っていくって言うんですけど、幾ら考えても遅すぎますよね、持っていくとしたら。それよりは、スクリーニングポイントなりがあるのであれば、そこで医師と同行して、処方するなりする方法も考えられるということです。

結局、10キロ地点でスクリーニングポイントを仮につくったとしたら、そこに行けば、そこをみんな通過するわけですから、その時点で服用してくださいと、医師なり保健師さんなりが処方できると。ですから、基本的には避難計画の中で、持っていくという考えじゃなくて、自分から出かけるという考え方を持っていくと対応できるのかなと思いますんで、これは今後の課題として、先ほど本会議の中で言うっていいましたので、言っておきたいと思います。

先ほどの2点について、お答え願いたいと思います。

**○市民福祉部長（春田修一）** 全市民に置くことが現実的なのかという御質問でございますが、今PAZにつきましても、朝昼夜、時間も変えながら、曜日も変えながらしたところでございますが、結果的には75%の配布というような状況等があります。そういうことを考えますと、全体10万人で考えたときに、何回すればいいのという話になってきたときに、これは実務的な話で申しわけないんですが、それとかなりの回数、かなりの医師の確保という部分をしないといけないだろうというのが、まず配布の前の分です。それと、今おっしゃいますように、誤飲とか、あるいは紛失も含めましてですが、管理が果たしてどうなのかという部分も非常に課題として残るところであろうと思っております。

そのようなこと等から、国のほうにおきましても、PAZの5キロ圏内については、EAL3のときには服用して、あるいは持参して避難するというような形になって、そういう判断をされたというふうに考えておりますので、私どもとしては、UPZの部分については避難をされる際に、おっしゃいますように、より早く配布ができるような備蓄場所、そういう部分を確保することが現実的ではないのかなというふうに考えております。

学校等につきまして、備蓄場所に望ましいというふうになっておりますが、これは、避難する際の集合場所とかそういう形で、ある程度大きな避難面積を持っておりますので、そういう意味で、備蓄という場所に設定されてるというふうには考えているところでございまして、実際この緊急時は別ですが、基本的に配布する際については、説明、それと禁忌でないかどうかという部分を確認しながら配布というのが原則でございまして、そうした場合に、広い面積を持つところが一番の避難場所として指定されるというようなこと等から、学校等が指定されたというふうに考えてるところでございまして。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** ここにあるように、全戸配布をしたときに、その安全が保てるのかっていうことの質問だったんですが、保てないかもしれない。実際配ってないわけですから、推定論でしかありませんので、そういう考え方だろうと思います。確かに安定ヨウ素剤が、「配るべきだ、欲しい」っていう方がいらっしゃることは間違いございません。

今後の課題として、5キロ以遠の方々に対しては、県とも相談必要でしょうけど、私は自己管理ができますよ、欲しいですっていう方に対しては、医師の診察を受けた上でお配りするという方法も考えられると思います。逆に、私みたいな人間は、管理が大変なんで要らないちゅう方もいらっしゃるかもしれませんし。ですから、欲しいっていう方がいらっしゃったら、そういう体制もとっておけば、この陳情にあるように、全世帯っていうことではなくて、心配される方、欲しい方が医師に相談に来られてお配りするちゅう手当ての方法が、今後考えていくとするならば、心配の度合いが少しでも和らぐんじゃないかと思うところであります。今すぐしなさいということではないです。今

後検討が必要だと思いますので、それをされたらと思います。

それからもう1点です。安定ヨウ素剤の服用に関して、やはり市民健康課のほうじゃなくって、防災安全課のほうだと思うんですが。やはり、なぜ服用しなきゃいけないのか。幼児に対して、なぜ服用しなきゃいけないのかっていう、なぜ40歳まで服用しなきゃいけないのかっていう説明が、やはり不足しているからこそ、こういう問題が出てくるんだろうと思います。乳幼児、3歳児未満は、まだここが、甲状腺が安定してないんで、そこにヨウ素がたまってしまうために、小児がんの発症率が高くなるっていうことはわかってるんですが、その辺をしっかりと。ほんで、なんで40歳以上、じゃあ飲まなくていいのとかっていう意見も逆にあらうかと思うんで、今後その辺を説明されるようお願いはしておきたいと思います。

というのは、私ももうちょっと勉強しなきゃいけないんですが、甲状腺被曝をしたときに、おおむね大体20年ぐらいしてから症状が発症するというぐあいにはチェルノブイリ事故等、結果等見てみると、そのように書いてあるみたいで、その辺も踏まえて御説明されることを希望したい。そうすると、このような御心配されることもないんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○委員長（森永靖子）**何か答弁ありますか。

**○市民福祉部長（春田修一）**希望される個人に、今後の課題としてどうかというような御指摘でございました。これについては、基本的に今の指針に基づいてPAZ圏内には配布、それ以外については備蓄という体制でいきたいと思っておりますが、こういう御意見があったということで、県ともまた話はしてみたいというふうに考えているところでございます。

**○防災安全課長（角島 栄）**先ほど委員のほうからございました服用についての件ですが、現在40歳という年齢制限というのが今現在ないところでございます。今委員のほうからもありましたように、出前講座等そういう中で、よく説明していきたいと思います。

以上です。

**○委員（森満 晃）**済みません。今の配布に関連しまして、今川添委員のほうからもありました

けども、この全市民にヨウ素剤の配布をするといった場合に、これまでPAZ圏内についての医師の人数、あるいは日数、その配布に至るまで、これを全体として考えた場合に、どれぐらいの医師でどれぐらいの、もし配布になった場合に期間がかかるんだろうか。それが実現的なものになるのか、そういったのを計算されたことがあられるのか。

あと、この予算についてはやはり期限があると思うんです。そうした場合に、PAZ圏内についてはもう配布済みなんですが、今後また、この期限が切れた場合の交換の仕方、また回収の仕方、その辺についてもう検討されてるのか、今後の課題なのか、その辺について説明をください。

**○市民福祉部長（春田修一）**全体に、いずれ市民に配布した場合の日数、積算はしておりませんが、単純に計算した中で、今現在17回の説明会を開催いたしております。約4,000ちょっとでございまして、単純にその2.5倍とした場合に、毎日説明会を開催せざるを得ないだろうというふうに考えております。そうしたときに、またそこに配置する医師、薬剤師、保健師ということを考えてときに、非常に厳しい状況があるというふうには推測してるところでございまして。

それと、回収等につきましてですが、これは3年に1回、期限が3年でございまして、来年、また回収の時期に来ておりますが、これにつきましても、また今回と同様な形で、交換会と申しますか、そういう配布会を開催する必要があるというふうに考えてるところでございまして。

ただ、若干ことし、今回の部分で説明をしたり、禁忌の部分等のスクリーニングは済んでおりますので、そういう部分は、若干、時間的な部分は軽減されるのではないかとというふうには考えておりますが、まだ具体的にどのぐらいのスタッフで、どのぐらいの日数をかけてということは、交換に対しての検討はまだ現在行っていないところでございます。

以上でございまして。

**○委員（森満 晃）**なかなかその全市民を対象にした場合、相当なやはり時間と医師の数も必要なのかなという部分が1点と。

それとやはり、その配布をされた方々においても、そのときの健康状態と、それと、その3年間の間で処方してる薬だとか、あるいは健康状態の

変化等を考えると、もし万が一事故をした場合に、それをそのまま飲んでいいのか、そういった戸惑いだったりだとか、そういう部分もあるのかなと。そこで、先ほども出しましたが、やはり処方に関しての知識っていうのを市民の方々ももっと、我々もですけども、勉強する必要があるのかなと思うんですけども、その点はどうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** おっしゃるとおり、時間的な、3年間経過しておりますので、体調の変化とかそういう部分も当然出てくると思います。そのあたりは配布会の中できちんと問診をしながら、また配布をしていくという形にはなろうかと思っています。

ただ、この必要性とかそういう部分については、前回、今回説明をしておりますので、若干その部分について省略できる部分があって、短い時間の中でできる可能性はあるのかなというふうなふうには現在考えているところでございます。

**○委員長（森永靖子）** よろしいですか。ほかの委員ありませんか。

**○委員（井上勝博）** 先ほど陳情者の方からいただいた資料の中で、放射性ヨウ素にバクロ曝露した8時間後は40%の抑制効果なんですけど、曝露する前の24時間前に飲むと、服用すると、90%以上の抑制効果があるということなんです。つまり、まだ放射性ヨウ素に曝露しないときの24時間前にもう前もって飲んでおけば、90%以上ということなんです。やっぱりこれの考えると、PAZは早目に、事故が起こる前に予防的な避難なんですけど、UPZについては、実際にモニタリングポストで放射線が観測された時点で避難ということになってますんで、そういう意味で、非常に遅くなるっていうのはこれははっきりしてると思うんです。

だから、そういう点では、理想的ならばやっぱり、先ほどいろんな事情がある、医師の数がどうだとかっていろいろあります。しかし、5キロ圏内では何とかかんとかやっているわけで、これを30キロに拡大するちゅうのは人手が足りないし、いろいろ問題起こると。それはもう確かなことですね。しかし、市民の安全ということを考えた場合に、これは本当に国の責任で、国が責任を持つって言うわけですから、「国の責任でしろ」ということを、「人の確保も全てやっぱり国の責任でやるべきだ」ということを言うべきじゃない

いだろうかというふうに思うんですが。市民の安全を守る立場からいったら、そういうことになるんじゃないんでしょうか。どうでしょう。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今おっしゃいますように、今後必要な部分については、県のほうに、あるいは県のほうからも国のほうに要請という形ではやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 陳情の願意である1番目は、全住民を対象とする、配布の対象で、配布しなさいという意味ではないですね。これはもう当然このとおりですよ、配布の対象。

2番目の設置場所について、それぞれ規制があるということになりますが、規制を外して設置している道府県も現実にはあるみたいなんです。そういったところについてのことも、ひとつ参考にしながら、設置の場所が最大限とれるように検討していただきたいなと思っております。そのほうが、より効率的に配布が可能ではないのかなと思います。ポーランドがチェルノブイリのときに、1,700万人ぐらいの方々に事前配布をやって、そして事前に飲ませたと、放射性物質が飛来する前に。実際に甲状腺がんということに至らなかったケースがありますということで、実証例はあるわけです。確かに安定ヨウ素剤そのものについては、飲んではいけない既往症の方々も、拒否反応を示す方々もあることは事実ですので、計画的に医師の問診を受けて、9万人の方々が全部終わるようなやっぱり計画づくりは、これは必要じゃないのかなと思っているんですが、その辺のところはどうお考えでしょうかね。

いきなりぱっと、先ほどあったスクリーニング場でとか、または一時移転の場所とか避難場所とかそういったところでききなりというのは、私は難しいと思うんですよ。だからまず、計画的に5キロ圏内で実施したように、計画的にやっぱりできないものかなと、そうしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがお考えですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、現在、PAZの5キロ圏以内のところでも、まだ配布が、先ほど言ったように75%ということで、まだ問診もとられてない方もいるところでございまして、現時点では、今そちらのほうを精力的にやっているところでございます。

委員おっしゃいますように、全市民に、禁忌とかそういう部分を年次的でもできないかというようなこと等でございますが、そういう意見があったことで、県のほうにも伝えていきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（江口是彦）急いで3点だけ、お聞かせください。

P A Z内、5キロ圏内配ってらっしゃるんですが、75%の配布状況とお聞きしましたので、なかなか大変だなと思ってんですが。あと25%が進んでない理由ってというか、原因があったら、どの辺に、住民がもうそんなの要らんよってことなのか、それとも、なかなか物理的に難しいのか。その点が1点。

それから2点目、U P Z、30キロ圏内、甌島でいうと、里町と上甌町の一部が入ってるわけですが、市役所等に事前に保管してあるってことは、支所にも、また甌島の何か公的な機関、そういうところにも用意してあるのかどうか。

それから3点目、これが非常にあれなんですけど、一度配布されたのを、自己管理とか保管していく、継続して保管しなければいけないってことにもなるんですが、有効期限っていうのは3年ってことです。3年で切りかえていくわけですかね。大変な作業だなと思ってます。そのことをよろしくお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）私が75%と言った、問診票の確認数が75%でございますので、実際配布した分については70%でございます。

今、現在、全地区、4地区について、訪問をいたしてるところでございます。第1回目がきのうの時点で終わりました、約3分の1の方の説明は、今回11月を予定しておりますので、ぜひ参加していただきたいということ等の御説明には回ってるところでございますが。ただ、今言ったように、3分の2については不在でございます。その中では、長期的な不在であったり、あるいは施設に入っていらっしゃったり、住民票はあるんですが、施設に入っていたり、病院に入院されてるという方等もいらっしゃるようでございます。現在それらの部分もちっと精査をしながらいるところでございます。

ただ、訪問の中では、一部の状況としましては、

体が不自由で説明会に出向くことができないというような、介護状態であってなかなか出ていけないとかいう方もいらっしゃいます。それらについては、同居される家族の方が委任されて、その説明に来られた方がきちんと説明して、配布ことも可能だよというようなこと等では御説明をさしていただいておりますので、今回11月、まだ日程ははっきりしておりませんが、11月に再度することにしておりますので、ぜひそちらのほうにできるだけ多くの方が参加できるような形で、今訪問をしながら説明をいたしてるところでございます。

それと、甌島の配備状況については、上甌と鹿島のほうに2,000丸ずつ配備をいたしているところでございます。

それと、有効期限につきましては3年でございまして、第1回目の購入から3年でございまして、第1回目の更新時期が来年に迫ってるということでございます。

以上でございます。

○委員長（森永靖子）江口議員、よろしいですか。

○議員（江口是彦）1点だけ、最後の確認だけ。3年っていうことは、引き換えなんだろうから。県議会でもちょっと問題になってた転出者の問題。それから新しく誕生したり、入ってきた人の問題の把握とか、いろいろ大変だろうとは思いますが。特に、転出者等については、あの新聞報道のとおりでいいんですかね。というのは、あの薬っていうのは、ほっといても、まあ言や、副作用なんか気にする必要ないのかどうかを含めてです。

○市民健康課長（檜垣淳子）転出者の回収なんですけれども、あの新聞等で報道がありましたとおり、未回収の方がいらっしゃいます。今は、県とか国に問い合わせをして、郵送で返せるものなのかとかいろんな検討をして、回収をする予定にしております。

やはり、副作用っていうのはある、全然ないってことではありませぬので、気をつけていただきたいってことで、回収の方向にいくとは思いますが、まだ検討中ということでした。

以上でございます。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。委員外議員ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（川添公貴）採決をお願いします。

○委員（井上勝博）まだまだ十分ではないと思いますので、継続をお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま、継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について、起立によりお諮りします。

それでは、これらの陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、これらの陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより、討論、採決に入りますが、ここで議事の進め方についてお諮りします。これらの陳情2件は、一括議題として審査を進めてまいりましたが、討論、採決も一括して行うこととしたいと思います。

〔「委員長、異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）陳情項目を見ますと、陳情1のほうは、全市民を対象にという内容になって、大きく言えばですね。陳情3については、特に3歳未満の乳幼児に実効性ある安定ヨウ素剤の配布をすべきであるというふうになっておりまして、全然性格は違います。

そういう点では、やっぱり分けて、先ほど議論になってるのは、全市民に対して配布できるかどうか、それが物理的に可能かどうかということが今議論なっておりますけど、この3歳未満については、特に異議がある方がいらっしゃるのかどうかというのは私疑問でして、やっぱり分けてやるべきじゃないかと。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま、討論、採決については、陳情ごとにすべきとの意見がありました。については、そのように議事を進めることで御異議ありませんか。

○委員（川添公貴）本日の議事日程の中で、皆

さん一括して審査し、進めることで御異議ございませんかっていうことで異議なしをとったはずであります。については、その議事日程どおり、討論、採決を進めていただきたいと希望いたします。

○委員（井上勝博）今おっしゃったんですけど、陳情1に反対しても、陳情3に……、ごめんなさい。陳情1って書いてあるもんだから、ごめんなさいね。

陳情14と16、陳情14に反対される方も陳情16に賛成するという可能性は、これあると思うんです。これは全然矛盾しないですから。矛盾しないですよ。そういう陳情14で反対しても、陳情16で賛成ちゅうことも矛盾ないんです。だから、それはやっぱり個別にやらないと。討論は、別に私もそら構わないって言いましたけれども、しかし採択については矛盾しないものでありますから、そういうこともあり得るわけですから、別々にすべきであると思います。

○委員長（森永靖子）ただいま、これらの陳情2件の討論、採決について御意見が分かれていますので、起立によりお諮りします。

これらの陳情2件について、討論、採決を一括して行うことに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立多数であります。よって、これらの陳情2件は、討論、採決を一括して行うことに決定しました。

それでは、討論ありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、これらの陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）本会議の開会前に雑談の中で、本市議会は、一部採択趣旨採択はできないということがありました。可か否かしかがございせん。

それらを踏まえて、陳情第14号について、この中で、全域の住民を対象とすることっていうことであります。陳情第16号の趣旨の中で、他府県の状況等も書いてございます。中身は調べてないんであれなんですけど、他府県の状況で広く、先ほど私のほうで意見を申し上げましたとおり、当局において検討、これから希望者等に配れないかっていうことが1点。

それから、学校関係等については、配備状況を、配備をしたい旨、検討中であるという部分は、今努力されてるってということなんでわかるんですが、陳情第14号の配布は、全域の住民を対象とするっていうことになる、配ることによって、その方々の安全を害する可能性が非常に大きいと懸念するところであります。したがって、その打開策として先ほど言いましたように、そのようなことが今後検討されるとするならば、良としたいと思うんですが、現時点でこの陳情の内容を踏まえると、もう1回言いますけど、配ることによって市民の方々に大きな害を及ぼすだろうと思いますんで、現在ある法律上のPAZ圏内の方々に、より充実した配布をされて、その後UPZに関しては、今後検討されていくべきだろうということを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

以上でございます。

**○委員長（森永靖子）** 次に、これらの陳情に賛成の討論ありませんか。

**○委員（井上勝博）** 陳情14については、現にPAZ圏内については配布をしてると。確かにいろいろ困難もありながら配布をしてると。要は、じゃあ5キロ圏内で本当にいいのかということになると、先ほども御紹介した日本医師会の資料によると、できればやっぱりこの放射性ヨウ素に曝露される前に、24時間前に飲んだほうが望ましいということでもあります。そういう点では、PAZ圏内で配布してるのを30キロ圏内、薩摩川内市に全域に適用するということについては、物理的に困難な面もあるけれども、しかし、国に強く要請して、現実のそういう体制をつくっていくということについては進めていくべきだというふうに思いますので、賛成いたします。

それから、陳情16については、この3歳未満の乳幼児については、保健所にしかこれがありません。それを避難所まで運べるのかどうかということの人員体制とか器具とか専門家の云々とか、そういったものが非常にまだ明確ではない、なり切れてないというふうに思うんです。しかし、一般の人たちは、少なくとも3歳以上の方々はヨウ素丸を、この保健所1カ所だけじゃなくて何カ所もあるわけですから、この3歳未満の方々については、いいのかなと、それで。だから、体制をとらんといかんのじゃないかと、直ちに服用できるような体制を。しかも、やっぱり先ほど40歳との

年齢制限は関係ないという答弁でありましたけれども、ただ、一般的に言えば、やはり子どもの年齢が少なくなるほど、幼児になればなるほど、成長期ですので、どんどん細胞分裂をしていく時期ですので、そういう意味では、子どもの甲状腺がんとか子どもの甲状腺異常とかってというのが福島でもやっぱ問題になってるよう、こういう3歳未満の赤ちゃん、幼児こそ、そういう体制をきっちとっておくってことは最低限の責任であるというふうに思いますので、賛成いたします。

**○委員長（森永靖子）** 次に、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（森永靖子）** 賛成の討論ありませんか。

**○委員（佃 昌樹）** 一番冒頭で、それぞれ私たちは再稼働を決定したという段階で、ここまで考えてなかったと思うんですよ。ここまで考えて、再稼働すべきかどうか、住民の不安はどこにあるのか、そういったこともきっちと考えた上で、判断をせざるを得なかったんじゃないかなというふうに思います。したがって、住民の安全を確保するという大前提のもとに、再稼働を市長も決定をしていったと、こういうことですので、私としては、ヨウ素剤配布というのはその中でも重要な部分であるというふうには思います。したがって、全員を対象とする、これは、飲む人も飲まない人もおるでしょうけれども、対象人員は薩摩川内市民全員、これは当たり前のことであります。

それから、配布の場所については、それぞれいろいろ具体的には書いてありますが、最後のところはこういった状態、こういったところにきっちと配布する状態にしておくこと、これは、今せつていうんじゃくて、今後も含めながら配布の状態にしておくことというふうになってると思うんです。願意としては、非常にもっともな願意だなというふうには思います。

それから、やっぱり3歳未満の乳幼児の問題については、やはり子どもを持っている親にしてみれば、切実な問題です。だから、そういったものに私たちはどう応えるのかということ、それが責任ある議会としての体制じゃないかなというふうに思いますので、私は賛成にしたいというふうに思います。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** 次に、賛成の討論ありま

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森永靖子）** 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

これらの陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○委員長（森永靖子）** 起立少数であります。よって、これらの陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、これらの陳情の審査を終了します。

---

△陳情第15号 川内原発1号機の速やかな原子炉廃止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情

**○委員長（森永靖子）** 次に、陳情第15号川内原発1号機の速やかな原子炉廃止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情を議題とします。

それでは、本陳情の審査に当たって、まず陳情内容に関して当局が確認している事項があればその説明を求め、その後、委員から自由討議の要望があれば自由討議で審査を進めることとしますので、よろしくお願いします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認している事項があれば説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** それでは、陳情第15号のほうに7項目ほど項目がございますので、これらについて確認している事項について御説明させていただきます。

まず、陳情項目の1番目、交換していない軸振動計2台も取り外して調査させることに関してですが、まずこれは、8月7日に確認されたAの1次冷却材ポンプの軸振動計の一時低下につきましては、コネクター及びケーブルが原因であり、軸振動計そのもののふぐあいではなかったものです。

なお、軸振動計に関しましては、定期検査ごとに検査を実施し、その点検結果をもとに必要に応じ取り替えられるもので、過去においても、点検結果をもとに取り替えを実施されております。直近でいいますと、1号機では平成22年、前回の第20回定期検査時において、A、1次冷却材ポンプのY軸を、また平成16年の第16回定期検

査時には、Bの1次冷却材ポンプのXとY軸双方の軸振動計検出器が取り替えられております。現在3台ある1次冷却材ポンプの軸振動計の指示値は全て正常であり、運転状態に異常はないことを確認されていると聞いております。

続きまして、2番目の復水器についてですが、これはちょっと誤解がある部分だと思いますが、川内1、2号及び玄海3、4号は、もともと建設当初より耐食性に優れたチタン製であります。玄海1、2号機は建設当初アルミブラス性の細管であったことから、川内と同様のチタン製にかえられたものです。

なお、今回の復水器のトラブルに関しましては、各委員の皆様にも、構造図面等もあわせて情報提供を行っておりますが、構造上、各水質、部屋ごとに水質検査等が実施でき、特定した水質を隔離して点検、補修ができる構造となっていることから、原因となったA水室において、対策が講じられたものです。

次に、3番目の高経年化技術評価の取り消しと見直しについてですが、10年間の長期保守管理方針を定めるための高経年化技術評価に関しては、川内1号機では、平成25年12月18日に保安規定の変更認可申請を行い、平成27年8月5日の認可までの約1年8カ月の間、73回のヒアリングと7回の審査会合において審査が行われております。また、2号機においては、平成26年11月21日に同様の申請を行い、現在においても審査中ではありますが、原子力規制法に基づき、審査が実施されているものと認識しております。

次に、4番目の機器等の健全性の調査についてですが、原子炉等規制法並びに電気事業法等など、関係法令に基づき、定期検査等で点検や取り替え等により、健全性の確認がなされているものと認識しております。

次に、5番目の2号機の蒸気発生器の取り替えについてですが、現在が、2号機は第20回定期検査中ではありますが、次々回の第22回定期検査時に交換予定と聞いております。経過としましては、当時より第22回定期検査時に取り替え予定とし、平成22年12月に原子炉設置変更許可を、またその後、平成24年3月に工事計画認可を受け、平成25年7月の新規制基準施行時点では、製作段階における使用前検査を実施中でありましたが、原子力規制庁から、新規制基準施行時点で

使用前検査を実施中の設備については、川内 1、2 号機そのものの新規制基準への適合性を確認後、工事計画の変更認可手続により、改めて検査を実施するとの指示を受けたことから、現在、新規制基準適合性審査において確定した基準地震動等をもとに、工事計画の変更認可申請の準備を進められており、蒸気発生器としては製作中の段階と聞いております。現在の 2 号機の蒸気発生器については、過流深傷検査等で伝熱管の健全性は確認されており、現行の蒸気発生器で今回の新規制基準に基づく許認可を受けております。

次に、6 番目のトラブル発生時の連絡についてですが、今回の事象に関しましては、原子炉の停止等直接関係するものではなく、国に対しても法令報告事項でもないことや、安全協定等に照らし合わせても、特に連絡が遅いという認識はございません。

また、その公表内容についてですが、プレス分のほかに、適宜構造等を示す図面や用語解説等を添付された上で説明がなされてるものと考えておりますが、今後においても丁寧な説明や情報提供を行うよう求めていきたいと考えております。

最後に、7 番目の項目に関しましては、特に当局からはございません。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** ただいま当局から説明がありました。質疑、御意見はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 1 番目の A の 1 次冷却材ポンプ軸振動計というものについて、本体は異常はなかったけれども、コネクターなどのふぐあいがあったということで交換をしたということですが。そもそもこの 1 次冷却材ポンプ軸振動計というものについて、安全上の位置づけというのはどのようなになっているのか。どの程度の安全機能という点では、これがもし、ふぐあいがあったとすると、どういう問題が起こる可能性があるのかということをお尋ねしたいんですけども。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** この軸振動計自体は、安全上重要な機器とは区分されております。また、これに異常があると、1 次冷却材ポンプのその振動自体がどういう状況かわからなくなるわけですが、これについてはほかの監視するパラメータ等を確認しながら、もし本当に異常な振動がなされてる場合には、もちろんとめて検査する形になると思います。

**○委員（井上勝博）** 異常があった場合に、他のパラメータでも発見できるというお話なんです。これが、このポンプ軸が異常であるということが起こった場合に、1 次冷却材を送ることができなくなるということも、送ることの、これ、わかんなかったとしてですよ。いわば、異常値が示されたんですよ、今回。それが、振動計だったということです。振動計のふぐあいで、この振動計が感知しなかった、異常を検知しなかったというような故障があったとしますよ。そうすると、冷却材ポンプ軸が異常な振動をしていると。それに気づかないという状態で、これが、例えば折れるとか、とまってしまふとかっていうことになった場合には、どのような事故に発展する可能性があるんですか。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** まず、軸振動計の検出器自体は、一つのポンプに対して二つありますので、同時に機能が喪失されたということとはなかなか考えにくいわけですが、検出器は、大体標準であれば、こういう数値が出てくるはずだというのがありますので、それが、例えば故障した場合は、全く検出しない場合は、それ自体で故障というのがわかりますので、そういった特定はできると思います。

またあと、例えば、1 次冷却材ポンプが損傷すればということですが、中小破断、1 次冷却材が少し漏れる、中ぐらい漏れるというようなそういう場合におきましても、新規制基準適合性審査の中で表が確認されておりますが、まずは 2 次系で強制冷却を行った上で、低圧注入等により炉心の損傷を改修した後、原子炉を安定状態に導くため、低圧再循環による炉心冷却へ移行する対策が確認されておりますので、炉心損傷に至るということは回避されるというふうに思っております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 1 次冷却材ですので、これが異常があつて、それがわからなかったということになると、可能性としては、重大事故に発展する可能性は否定はできないというふうに今思うんですけども、わかりました。

次に、復水器のことなんです。復水器については、一応いろいろ資料を送っていただいたわけですが、この復水器の中の細管ですか。この細管に傷があつて、そこから海水が入ってきたという理解だと思ふんです。それで、この傷が一部分に集

中しているということで、なぜここに集中しているのかということを九州電力に問い合わせたことがあるんですが、非常用ドレンというところから入ってくる——ドレンていったら、蒸気なのか水なのかってような状態のものだと思うんですけども——そういうものが激しく入ってくるところだと。ですので、そこで外から傷ができたのではないかっていうことを言ってますが。しかし実際は、定期検査でとめてみないとわからないということで、とりあえず施栓をしましたということになっているわけです。

しかし、陳情者が言われるのは、陳情者は、どこか復水器のトラブルで、金属片がどこかの原発で、志賀原発か、志賀原発で金属片が傷をつけたということにもあったと。実際そういうことがあったということで、その可能性も否定できないのではないかということなんですが、九州電力に問い合わせしたら、九州電力のほうは、その志賀原発が、そういうことが起こったことについて知らなかったというようなことなんです。

そこで、2号機についても、この復水器の同じ箇所を施栓したということで、もう大丈夫というふうになってるんですが、この復水器の問題については、やっぱり30年間ずっと使えばなしだったということもありますんで、高経年化というか、老朽化の可能性も否定できないんじゃないかという声もあるわけですが、高経年化をする材料というのは、どういうものがあるのかをお尋ねしたいと思います。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** 高経年化技術評価に関しましては、審査会等におきまして、安全重要度分類指針に定義されるクラス1、クラス2、該当する機器及び構造物クラス3に該当する機器の構造部のうち、高温、高圧並びに常設重大事故等対処設備に関する機器、構造物と定められておりまして、復水器につきましては対象外であります。ただし、川内1号機の復水器に関しましては、九州電力として高経年化評価を行い、今後についても継続運転に問題ないことを確認しながらしていきたいということで聞いております。

以上です。

**○委員長（森永靖子）** 審査中ではありますが、ここで休憩したいと思います。再開は13時とします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（井上勝博） 済みません、先ほどはちょっと整理されておらずに。

まず一つは、今回の復水器のトラブルについてなんですけれども、この復水器そのものは交換したことがないということで、30年間使っているということなんですが、それをちょっと確認したいんですが、そういうものなんですかね、30年間使える機械なんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 先ほどの説明でも御説明いたしました、建設当時よりこの復水器、チタン製で設置されております。

以上です。

○委員（井上勝博） 交換していないということで、普通、機械で30年間も使えるという機械というのはそうないわけですが、今回のこの海水漏れについては、原因は特定できたのでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 各議員の方々にも情報提供でお渡ししたと思いますが、今回、問題が出ましたA水質については、温水が流入するという特徴的な構造を持った水質であるということで、その原因であるということで、今聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） それは、推測だというふう聞いていますけれども、非常用ドレンの近くということで、その影響があったのではないかと。詳しくは定期点検のときに分解して調べるというふう聞いていますんですが、それは違うんですか。認識違うんですかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 確定的な原因につきましては、今委員がおっしゃったとおり、検査をされると思っております。

以上です。

○委員（井上勝博） そこで、非常用ドレンというのは、いったいどういう役割を果たすところなのか。ちょっとこれわかりやすく説明いただければありがたいです。一応ネットでも調べたんですが、非常用ドレンのその非常用というのはどういう意味があるのか、お知らせください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 通常、蒸気の流れを言いますと、まず蒸気のほうは、高圧タービンを回します。高圧タービンを回した後、今後は低圧タービンを回します。低圧タービンを回した後、復水器によって水に戻り、脱塩装置等を通して、最終的にまた蒸気発生器に戻る前には高圧加熱器というのを通して、少し温度を温めて蒸気発生器のほうに入っていくんですが、この高圧タービンを回し終わったごく一部の蒸気に関しましては、蒸気発生器に戻す前の高圧加熱器という機器を温めるための蒸気として一部使われます。

通常の運転中については、高圧加熱器を温めた蒸気が脱気器というのを通して復水器で腹水された水と最終的に合流して戻っていくんですが、原子力を起動する際のみは水質調整、水質検査をしないとイケないということで、高圧加熱器を温めて温水になった水を一度水質に戻す、その水質に戻す位置がAの水質であって、非常用ドレンから液体として入っていく構造を持っております。

ですので、現在はその温水自体はもう通常運転に入っておりますので、復水器には戻っていきませんけれども、起動時、水質を検査するために、水質に戻されるというような非常用のドレンであります。

以上です。

○委員（井上勝博） 非常用ドレンに使用するというのは起動時ということで、そうすると定期点検で停止した後に、また起動するときには必ずそういう作業を行ってきていたということですよ。それが原因であるとしたならば、今になってそういうこの影響が出たということは、高経年化の可能性も否定できないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） もちろんもう30年たっているわけですので、高経年化の影響というのは少なからずあるかもしれませんが、そういった液体が直接当たらないように非常用ドレンの入り口には緩衝剤、板といいますか、衝撃板といいますか、そこに一たん当てて、ばらけていくようにはなっているんですが。そういったものが影響したものではないかということで、今回原因を推定されております。

以上です。

○委員（井上勝博） 高経年化の可能性も否定できないんじゃないかということで、それはそうい

うことで認識してよろしいですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） これに関しましては、そういった点検等によって、そういう有意義な、コイル状で電気でこう検査していく、非破壊検査とか、そういったもので確認をされながら、そこでもし有意義な信号——貫通がもしなくても有意義な信号、があれば予防的に施栓をしていくというような対策をとっておられると思います。

以上です。

○委員（井上勝博） わかりました。高経年化を九州電力は否定されたわけなんですけれども。影響がないとは言えない、影響が特定するのは定期点検のときです。そうするならば、やはり高経年化の可能性があるということであるならば、復水器の交換なり、全て停止してもう一度定期点検をする、全て点検をする必要があったのではないか。安全性を重視するならば、一たんとして、全ての機器についてももう一度検査をすべきではなかったかというふうに思うんですが、そこはどのようにお考えですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 先ほども少し御答弁をしたと思うんですが、今後10年間の長期補修管理方針を定めるに当たっての高経年化評価の対象機器ではありませんが、九州電力としてはそういう高経年化評価も行い、定期検査ごとに検査をすることで、その健全性を確認していくというふうに聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） 次に、蒸気発生器についてなんですけど、この蒸気発生器については、2号機が交換していない理由についてはおっしゃったとおりなんです。しかし、施栓の状況で言うと、1号機の蒸気発生器の交換の前と比べると、1号機が3.6%の施栓率だったのが2号機は既に4.4%の施栓率になっております。それで、この施栓率の安全上の目安というのはどうなっているんでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 許容施栓率としては10%、338本と聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） 338本というのはちょっと間違いじゃないですかね。今、2号機の現在の施栓率は445本で4.4%というふうに聞いていますが、10%で300いくらかというのは間

違いじゃないかと思うんですが。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 蒸気発生器は三つありますので、今、委員の言われたような三つ合計の部分だと思いますが、1機当たり、私が言ったのは、1機当たり伝熱管が3,382本ございますので、その許容施栓率は10%、338本ということで聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） わかりました。ただ、1号機が交換する前に施栓率が3.6%だったけれども、2号機が4.4%ということで既に上回っていると。1号機については、交換したのはやはり安全を重視していたと思うんですね。安全裕度というか、余裕を持って交換したのではないかと思うのですが、そういう認識でいいんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 許容施栓率は10%と聞いておりますので、それ以上のことにつきましては、ちょっと私のほうでは回答できません。

以上です。

○委員（井上勝博） 後でまた。

○委員長（森永靖子） 後でまたしてください。

○委員（井上勝博） わかりました。それで、安全裕度については、1号機が既に交換した時点で3.6%でしたので、2号機と26カ月は少なくとも22回点検まで26カ月かかるわけですね、以上。それはそういう認識でいいんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） もちろんあと2サイクル後をとということになりますので、それ以上はかかると思っております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの方の委員の意見、ないですか。

○委員（佃 昌樹） もちろん、加圧水型のアレックス腱は蒸気発生器ですが、その蒸気発生器の交換がスルーされたということは、もう規制委員会がそれを認めてしまったというのが主な原因かなというふうに思うんですが、そういう理解でいいんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 冒頭の御説明も申し上げましたとおり、現在の蒸気発生器で現在、新しい規制基準により許認可を受けておりますので、そのような考えでよろしいと思います。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 今回は平成28年かな、交

換は、2号機の。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 2サイクル、あと2回後の点検ですので、標準的な運転、標準的な定期検査期間で考えますと、平成30年ごろと聞いております。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 素人ながら考えても、今、2号機の施栓率が栓の本数が47本かな、2号機は。蒸気発生器です、蒸気発生器の。それで、4年間ブランクがあつて、また動かしていくとなると、さらに大きくふえるという可能性を考えるわけ、素人ながら。そうしたときにも、やはり九州電力としては30年の交換ということで、曲げないで運転をし続けるということになるのですかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 現在の蒸気発生器の施栓率ですが、三つあります。その一つ一つが3,382本の伝熱管がありますが、今施栓をされているのが、Aが153本、よろしいですか、Bが138本、Cが154本でそれぞれ施栓率が4.1から4.6となっているようです。

先ほども許容施栓率は10%と申しましたが、まだ、次回、点検で、全ての伝熱管の非破壊検査等が行われます。その時点でどういった状況になるのかというところで、事業者の判断というのは出てくるかもしれませんが、今、推測的に当局として何かお答えできるようなものは、済みませんが、持ち合わせておりません。

以上です。

○委員（井上勝博） 確認なんですけど、今、Aが施栓率が153、Bが183、Cが154。先ほど、施栓率の安全上の目安は10%、全体が3,382本で338本が目安とおっしゃったんですが、ちょっと今、混乱してしまって、少し説明をいただけますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 伝熱管数の3,382本というのは、一つの蒸気発生器の伝熱管数です。先ほど、私が申し上げたのは、一つずつの施栓率です。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 非常に専門的な分野で、この復水器の問題についても九州電力は高経年化ではないというふうに否定されて、しかし、結果ちゃんと調べるのは次の定期点検というふうに言っておりまして、高経年化の可能性も否定できないと。

高経年化ということは、つまり古くなって、そこが傷んでいるということの意味もしているんで、これが大事故に至らなければいいんですけども、そういうことも考えると、ちょっといろいろ心配であります。

それで、このことについては、ちゃんと九州電力に説明をいただくと。やっぱりスクリーンか何か使って、プロジェクターか何か使って、わかりやすく説明をいただくというふうにしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ九州電力への説明、参考人招致をお願いしたいと思います。

○委員（佃 昌樹） 重ねて、私のほうも、復水器の事故が起こったときに、もうファックスが—— どんどん、ほんのこて、インクが切れるぐらいファックスが、来て。なかなか原因が自分ながら理解ができなかったわけです、もちろん蒸気発生器の問題も今広く世間で騒がれている問題なんです。ぜひやっぱり九州電力さんに来ていただいて、事故の経緯とか今後の蒸気発生器の問題とか、こういったことについて、事前に聴取をして、そして陳情審査に望んだらというふうに思うんです。

そこで、参考人招致をぜひやっていただきたいなと思います。

以上です。

○委員（川添公貴） 採決をお願いします。

○委員（井上勝博） 要するに、今こう慎重にやっぱり問題については特別委員会として審査に当たるということから言って、まだ結論を出すのは早いというふうに思うんです。

ちょっと、本当にそれでいいのかということについては、先ほど自由討議ということだったんですが、改めてもう一回自由討議で議論したいんですけど、どうでしょうか。

○委員長（森永靖子） 先ほど、自由討議はあり

ませんかと……。

○委員（井上勝博） 先ほども議論の中で、この再稼働に当たっては、安全上の問題を前提にするということで、その認識では一致しているということで、今、佃委員のほうからも提起がされ、それぞれがもう意見がないわけですから、それについて認識は一致しているわけですよ。そういう認識が一致しているのであれば、再稼働については、この陳情について再稼働する、しないという問題を言っているわけではないので、やはりそこはちゃんと呼んで調査するというのは、再稼働前はだったらやっていたわけですよ。それを「もうよかが」っていう話ではなくて、やっぱりよくお一人お一人のお考えを開陳されながら、慎重に決める必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。自由討議をお願いしたいと思います。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方の御意見いかがですか。いかがでしょうか。

○委員（佃 昌樹） ちょっと視点も違うんですけども、ぜひ九州電力さんに聞きたいこともあるんですね。というのは、今回、11月から15円の電気料金の値上げが予定されているというふうに聞いております。これは、平均300キロワットを使う標準家庭、この家庭の1カ月分の電気料金が15円上がると、こういうことになっていて、原発の再稼働がありながら、なぜかという問題があると思います。

というのは、調べてもらえばわかるんですが、関西電力と九州電力は原子力発電所の占める割合というのはダントツで多いわけですよ。特に、関西電力が何て言っているかという、高浜とか大飯の原発の再稼働が遅れている関係で、料金の値上げをせざるを得ないと、こんな表現をしているのが関西電力なんです。

したがって、九州電力の場合は、もう1号機、恐らく2号機も再稼働を実際やるだろうし、そうなるだろうと思いますが、そういった状況にありながらというのも、そういった問題も一番聞きたいんですよ。

というのは、一般の市民の方々は、やっぱり値上げとなると、年金は下がるわ、今回水道料金の問題もあるわ、消費税10%の問題もあるわ、みんな値上げになっている状況で、やっぱりびりびりしているわけですよ。だから、そういった問題も含めながら、どこに原因があって値上げをせ

ざるを得ないのか、そういったことも含めながら、やっぱりきちんと聞いておきたいというのが、我々の立場じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） 会議の流れに従っていきたいと思います。

ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について、起立によりお諮りしたいと思います。

それでは、本陳情を継続審査とすることで賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[発言する者あり]

○委員長（森永靖子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 原発の再稼働に当たってさまざまなトラブルが出てきております。その中で、特に、高経年化技術評価という問題については、専門家の間からも申請からそれが認可がおりるまで非常に短い期間だったという、1カ月ぐらいだったということで、そんなに短い期間にそういうことができるのかという疑問の声も上がっておりまして。再稼働を急ぐが余り、規制委員会もそこに検査をして、認可をおろしたという、そういうことも指摘をされておりまして。その問題と同時に、復水器のトラブルなども起こっております。

そういう点では、これらを徹底してやっぱり調べるという、九州電力を呼んで調べるということは、最低限必要だというふうに思いますんで、陳情を採択して九州電力の説明を求めるというふうにさせていただきたいということを求めたいと思います。

よって、賛成いたします。

○委員長（森永靖子） 次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

△陳情第17号 川内原発の速やかな避難訓練の実施を求める陳情

○委員長（森永靖子） 陳情第17号川内原発の速やかな避難訓練の実施を求める陳情を議題いたします。

それでは、本陳情についても、先ほどと同様、陳情内容に関して、当局が確認している事項があればその説明を求め、その後、委員から自由討議の要望があれば自由討議で審査を進めることとしますので、よろしくお願いします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局が確認している事項があれば、説明を求めたいと思いますが、説明事項がありますか。

○防災安全課長（角島 栄） 陳情第17号につきましては、避難訓練の実施を求める陳情でございますが、知事からは訓練の実施についてはいろいろ発言をされているところでございますが、9月17日の県議会の中で、危機管理局長から現職防災組合の日程を12月20日と答弁があったところでございます。新聞、テレビ等でも報道がなされている現状でございます。また、訓練につきましては、市民等の避難が確実に行われるための対策が防災関係機関によって実施できるのかと等の確認を主体的に訓練されることとなりますが、陳情書にもありますとおり、避難先自治体の参加等も含めながら、訓練の内容、詳細については、鹿児島県全体の中での訓練でございますので、今後、開催されます打ち合わせ会議等で協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明がありました、御質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）知事は何回か記者会見の中で、訓練をこしの5月ということも言ったことがあるんですよね。だから、記者が7月の再稼働を目指しているが7月では無理だというお答えなのかというふうに聞いているんですけども。当初、知事が5月ということも考えていたということについては、それは当局も確認されていますか。記者会見でそういうふうに発言をしているようなんですけど、どうなんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）知事のほうの発言については確認しております。

以上です。

○委員（井上勝博）そうすると、5月訓練ということで準備も進めてきているはずで、それが再稼働が延び延びになって8月になったということから訓練をまた先延ばししたということになるわけですか。

そうすると、訓練っていったい何なのかということの位置づけが問題になってくると思うんです。訓練というのは、原発事故が起こった場合に、安全に避難するというのを、実効性があるかどうかということを確認して、そして計画に無理がないのか、問題がないのかということを確認するという意味でも、また一度そういう、実際に避難してみて住民の方々が体感するという、それから、行政側もさまざまな連携がうまくいくのかどうかということをチェックするということをやるのが訓練ですよ。

そういう認識でよろしいですかね。そういうのが訓練だと、私は思っているんですけど、どうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）今、委員からありましたように、そういう防災関係機関との連携を図りながら、今、計画にある、その計画が実効性があるものであるかという確認をしながら、また、今後その中で出た意見等について、また今後、そういう計画に反映していくというものであると認識しております。

以上です。

○委員（井上勝博）ということは、やはり急いで訓練というのはせんないかと。実際に再稼働ということが起こってからするのではなくて、その前に実際は訓練はしておいて、100%という

ことまでは当然いかなと思います。私はこの原発の計画、訓練そのものは100%ということはある得ないということは、私もそう思うんですよ。だけど、可能な限り、問題や矛盾というのをなくしておくということについては、当然のことであるというふうに思うんですよ。

そういう点では、12月の20日ということじゃなくても、もっと以前に、もっと前にできたんじゃないか、既に5月ということで準備はしてきたわけだからもっとできたんじゃないかというふうに思うんですよ。

こういう再稼働との関係で避難訓練を伸ばすという考え方というのは、私は間違いだと思うんですが、当局のお考えはどうですか。

○防災安全課長（角島 栄）この原子力総合防災訓練につきましては、鹿児島県が主体となっている訓練でございます。そうなりますと、関係市町村の連携とかそういうのもございます。そういうのがありますので、その訓練の日程等についても県のほうもそれを加味しながら決められると思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）当局が、また市長自身が、訓練というのはやはり原発事故を想定したものであるから、やっぱり再稼働前にということで、早く訓練をして欲しいということを県のほうに要望するということは、今まではなかったというふうなことです。あつたんですか、なかったんですか。

○防災安全課長（角島 栄）この訓練については、先ほども言いましたように、県が主体となっております。また、そういう中で、防災関係機関との連携とかありますので、市としましては、そういう市から早くというような発言はしてありません。

以上です。

○委員（佃 昌樹）この陳情が出されたのは8月の段階ですから、ちょっといつ訓練があるのか、まだ全然、先行き不透明な時期に出された陳情であります。12月20日にということで、もう訓練の日も決まっておりますし、それに向けて実施地としての薩摩川内市の立場、これをやっぱり訓練の中にどう生かしていくのか、やっぱり時間も必要だなというふうには思います、現実的には。

したがって、陳情の趣旨は十分理解し、またそ

の方向に市も県も動いていますので、一応この陳情としては、採択という形のほうが自然じゃないのかなというふうに思うんですが、そういった取り扱いをせざるを得ないのかなというふうに思います。

実効性があるか確認するための避難訓練、一日も早くというのは、接頭語であるんですが、これを除くと、現実実施の方向に向いていますのでということでもあります。

私が緊急質問、臨時会の緊急質問でやった際に、市長としても具体的にはどういうことを目指しているのかという質問に対して、住民が慌てないで避難の検証を――避難できるかどうか、そういったことを検証、したいといったような答弁もありました。

そういったことを鑑みれば、きちんとした避難計画のもとに避難を実施するという方向で動いていますので、陳情としては、陳情にはならないけれども、良としていいんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○委員（川添公貴） 受理日が8月の24日ということで、今、佃委員のほうから、るる説明があって、避難訓練はやるべきだろうって常日ごろ言っていますんで、それをどう生かした避難訓練にするかということは、我々の課題でもあるとは思っております。

しかし、この陳情の中で、日程がわからないって佃委員がおっしゃったんですが、この陳情第17号の中段付近に、知事は今年末に避難訓練という発言をしたって書いてございます。中身を読んでいくと疑問があるとか、長期保全計画の信頼性には疑問、要旨ですよ、要旨の部分ですよ。だから、訓練を速やかにやってほしいという要旨の中に書いてあります。

それから、2号機は10月に再稼働入りするということを前提にしたものではないかと考えられるとか、るるいろいろ書いてはあるんです。このことを当局に聞こうとは思わないんですが、しっかりと現在の状況を踏まえて、この陳情を書かれたものと、私は思っています。

したがって、要旨についてはなかなかいろんな意見の違いがあるんでそれはそれとして、これとは別にして、避難訓練というその充実した避難訓練、計画に持っていくためには、我々委員会とし

てもいろんな意見等を申し上げて、取り入れて持っていかれるような形をとっていくべきだろうとは思ってはおります。

反論ではないんですが、ここに書いてありますんで、当然、知事の発言を知らなかったという事実をもってして、この陳情が出たんじゃないかと私は思うところであります。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、意見ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありますか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま自由討議の声がありますので、これから自由討議を行います。それでは、御意見をお願いします。

○委員（井上勝博） この陳情の解釈なんです、今までその知事が発言して、訓練をするすると言いながら、実際は再稼働との関係で延び延びになってきているということについて、またその2号機が、もしかしたら10月ということではなくて延期になる可能性がある。しかし、それでまず訓練を延期するということはだめですよ。訓練は訓練としてきちんとやりなさいよということを言っていると思いますので、そこは12月20日ということで日程が決まったわけですが、この陳情そのものは12月20日にやるべきであるということをはっきりとこう言っていると。つまり、延期しちゃいけないよ。12月20日というふうに決めているんだけど、いろいろ言って延期しちゃいかんよということを言っている陳情ですので、その辺の認識ちゅうのは一緒にしておかないといけないのかなというふうに思うんですが、皆さん、どうお考えでしょうか。

○委員長（森永靖子） 御意見ありませんか。ないですね。御意見ありますか。

○委員（佃 昌樹） 現実には12月20日ともう決まって、そこで動いていますので、意見をつけて12月20日実施というような、実施の方向に向いていて、議会としてもそれを後押しするといったような表現をつけながら、附帯意見をつけてみたらどうかというふうには思うんですがね。

○委員長（森永靖子） ほかに御意見がありますか。

○委員（川添公貴）先ほども言いましたように、避難訓練を充実したものにしていくためには必要だというのがこの委員の皆さんの全会一致の御意見だろうと思います。

佃委員のおっしゃった附帯意見ということなんです、やはり避難計画の充実を求める以上は、この陳情に対してではなくて、ほかにも考えるべきだろうとは思いますが。ただし、今回この陳情が出されていますので、ちょっと書き方にいろいろ難しいと思うんです、附帯意見はですね。です、しばらく休憩をとって、どのような附帯意見にするのか一回示していただいて、我々とも考えて、一緒に考えてみればいいと思うんですけど。で、本会議で諮って見たらどうでしょうか。おっしゃる意味はわかるんです、意味はわかるんで、そこをどうまいこと処理しようかというのは、ちょっと私の頭の中で整理ができていないんで、しばし休憩をとっていただいて、その部分を協議をしていただいたらどうでしょうか。どうでしょうか、私の意見です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方、よろしいですか。

それでは、暫時休憩します。

~~~~~

午後1時40分休憩

~~~~~

午後1時54分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（佃 昌樹）審査が現実に進んでいますので、附帯意見をつけた中で判断をしていただきたいと思います。

で、附帯意見の提案をしたいと思いますので、いいですか。

○委員長（森永靖子）ちょっと待ってください。附帯意見は審査結果に対してのことだということですので、このまま続けてまいります。本陳情の取り扱いについて、意見をいただいて、今、議論を進めていきます。

この陳情に対しての御意見をいただきたいと思っています

○委員（川添公貴）採決をお願いします。

○委員長（森永靖子）皆さん、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）採決します。ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）本陳情は、速やかな避難訓練の実施を求める陳情であります、件名がですね。充実した避難訓練をしようというのは、我が委員会も、我が議会も一致する御意見だろうと思うところであります。しかし、要旨の中で、なかなか市民の方々が受け入れることができない文言が散見されます。特に、知事は今年末に避難訓練をとる発言をしたがとか、訓練自体をわかっているの陳情だろうとは思いますが、そのような形では出てはいますが、この趣旨に対しては、反対をしたいと思います。

ただし、先ほども言いましたように、訓練、それから計画実施というのは、非常に重要なものであり、深めていかなければいけないという思いがございます。よって、反対はいたしますが、反対に対しての附帯意見をつけていただきたいと、お諮りしていただきたいと思います。それを含めて、反対陳情といたします。

○委員長（森永靖子）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）私は、附帯意見をつけてということであります。附帯意見の内容については、陳情の趣旨の部分で今異論があったりしたわけけれども、陳情そのものについては、私たち議会のほうもそちらに向いているというふうに理解をしています。

そこで、このように附帯意見をつけたらどうかということで提案をしたいと思いますが……。まず、ちょっとニュアンスは違うんだけど、鹿児島県及び薩摩川内市を中心とした避難訓練が、平成27年12月20日に決定し、順次その訓練に向けて準備が進められてきている段階である。市民は訓練に対する実効性ある実施を望んでいます。市としても市民の要請に答えていきながら、訓練の実行性を高めていく方向性が確認されていることから、本委員会としては、この陳情の趣旨を良としたいといったような附帯意見をつけたらどうかということで賛成をしたいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありますか。

○委員（井上勝博）陳情は、伊藤知事の記者会見の様態を資料につけながら、伊藤知事が再稼働前は無理という、これに対して、再稼働前に避難計画、避難訓練をするべきであるという見解に立っていると。しかし、現実には、1号機の再稼働が行われ、2号機も間もなく再稼働という日程になっておりますけれども、この陳情者が心配しているのは、2号機の再稼働が伸びたときに、避難訓練をまた先延ばしするのではないかという、そういう不安、心配というのがある。それで、この訓練は、できるだけ早く、速やかに行うべきであるというふうに言っているわけですね。

です。そういう意味で当然のことだと思いますし、また12月の20日という時期は決定されたものの、非常にその冬の寒い時期ということもあって、できればやはりもっと早くすべきではないかということも、そういう思いもありながら、陳情は賛成したいと思います。

○委員長（森永靖子）ここで、反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は、起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

次に、先ほど、附帯意見を付するという意見がありましたので、その取り扱いを協議したいと思えます。御意見出してください。

○委員（福元光一）今、附帯意見をどうするかということで委員長のほうからあったんですけれども、委員長の手元に附帯意見（案）が届いておると思うんですが。やはりこの陳情の内容も審議して、陳情は不採択となったわけですけど、その付帯意見（案）を、この陳情につけて出すという、

整合性がとれるのか。そしてまた、その附帯意見（案）もやはり暫時休憩でもして、各委員が見て、そして総合的に考えると、もう一回、この陳情を採択するか不採択にするかというのをもう一回戻ってしないと、陳情は不採択にしておいて、それにその附帯意見をどこにつけて出すのか、何につけて出すのか、そこをしっかりとしてもらわんと、附帯意見をつけるについて、今は話ですけど、私の考えはそういうことです。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方はありますか。

○委員（小田原勇次郎）私は、去る委員会の中で、麦の芽福祉会さんから出ておった陳情で、再稼働前に要援護者の、いわゆる完全なる避難計画を整えなさいという陳情が出ておりましたが、再稼働前には完全性を求めるのは厳しいということでは非常に重要な案件なので、この分については、やはり鋭意取り組んでいかなければならないという附帯意見をつけて、委員長報告を本会議でいただいたという実績がありましたので、今不採択ということですが、先ほど、討論の中で、川添委員が附帯意見をつけたいというお申し出がありましたので、できればその案を聞かせていただきまして、その中で皆さん方で議論をし、そういう中で妥当性を審査されてはどうかというふうに御意見を申し上げます。

○委員長（森永靖子）ほかにありますか。委員の皆さんに、2人の分の案を配付しなくてもよろしいでしょうか。

○委員（福元光一）配付してもらって、ある程度、それこそ5分でもじっくりと見て、どういう考えなのか、やはり言葉では気持ちはいわからないから、言葉では言葉しかわからないから、やはり5分なら5分見て。というのも、この陳情もやはりさっと目を通すよりも、1時間2時間こうやって見てみると、やはり自分の気持ちというのは変わってくる、そういうもんであるから、やはりコピーでもしてでも配付してもらったほうがいいです。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方もそれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）それでは、休憩にします。その間にコピーをとってまいります。

~~~~~  
午後2時09分休憩
~~~~~  
午後2時16分開議  
~~~~~

○委員長（森永靖子）休憩を解きます。それでは委員会を再開します。

まず、佃委員のほうから、その案についてお示してください。

○委員（佃 昌樹）先ほど読み上げましたが、あくまでも市として市民の要請にこたえていきたいという確認がされてきていますので、この陳情と合致するんじゃないかなということで、本委員会としては、この陳情を尊重したいと、こういう趣旨であります。

読んでいただければ、おわかりだと思いますが、字句のそれぞれわからない点があったらお聞きください。

以上です。

○委員長（森永靖子）それでいいですか。

○委員（佃 昌樹）読みますか。

○委員長（森永靖子）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）わかるそうです。

○委員（川添公貴）私も反対討論の中で附帯意見をという御意見を申し上げましたので、所要時間が2分ぐらいしかなかったものですから、申しわけないです。読み上げさせていただきます。

ざっとつくったんで修正が入れてありますが、12月20日開催予定の鹿児島県原子力防災訓練においては、ヨウ素材の配布訓練など実効性が伴うように本市の意見や市民の意見等を参酌し、計画実行されるよう努力されたい。私の附帯意見でございます。

以上です。よろしく検討お願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま、本案、本陳情について、佃委員、川添委員から附帯意見として、現在読まれた意見が付すべきであるとの御意見がありましたが、この取り扱いについて、委員の皆様にお諮りいたします。

○委員（井上勝博）お二人の意見をあわせて、他県及び薩摩川内市を中心とした原子力防災訓練が12月20日に決定し、順次その訓練に向けて準備が進められている段階である。市民訓練に対する実効性ある実施が望まれている。市としても

市民の要請にこたえていながら訓練の実効性を高めていく方向性が確認されている。ヨウ素材の配布など実効性が伴うよう努められたい。あわせましたが。

○委員長（森永靖子）井上委員がまとめられました。

○委員（川畑善照）今、井上委員がまとめたんですけど、もう、あとは両方加味して、附帯意見としてつけていただきたいと思います。

○委員（杉蘭道朗）今、両委員から意見が出ましたとおりに、お二人の附帯意見案の部分、それから、個々の委員の方々思う部分は共通認識であろうというふうに思いますので、文言整理をされて、井上委員から出ましたけれども、そこは、また諮っていただいて、附帯意見がなされるようにしていただければと思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）私も、今、各委員の方から出られましたように、井上委員がおっしゃったような、そういういわゆる折衷案で、言われておる中身の内容という意味というのは非常に共通性のある内容でありますので、折衷案でよろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方もよろしいですか。

○委員（福元光一）附帯意見案はこうして出たんですけど、陳情第17号は一旦否決されたわけですね。だから、これを、この取り扱いをどうするのか。もう1回諮ってください。そうしないと、この附帯意見案は、この否決された陳情につけてやるんですか。それも、今、さっき言ったように整合性がとれないんじゃないですか。そこを諮ってください。

○委員長（森永靖子）どうですか。ほかの委員の皆さん。

○委員（川添公貴）私が考えるには、一事不再議、もう委員会は結論を出しておりますので、覆ってやるっていうことは、もう1回本会議に出して、本会議から再付託をされた、ほかの委員の方が全部再付託という議決をされたときだけしかできないです。それも本会議中に。本委員会としては結論が出てますので、あとは、可か、否か、私、否でしたから、否に対して、この意見をつけたいよねっていう御提案を申し上げたところです。で

すから、それがだめだよっていうお考えの方もおいでだとは思うんですよ。可でなければ、つけなきゃいけないとかっていう考えの方もおいででしょうけど。私は、否であっても、否であっても、常日ごろ、我々みんな避難訓練とか從事せないかんよねって言ってますんで、趣旨は、私は反対って申しましたんですが、避難訓練の実施を求める、いいものにしたいという思いで、ぜひ、附帯意見をつけさせていただいて、皆さん方に御了解いただければ、そのような形で否としたいということであります。福元委員もしょっちゅう充実しろ、充実しろとおっしゃってるんで、同じような意見だと思うんですが、取り扱いとしては、そのような順番で御判断を賜ればと思ってるところであります。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいでしょうか。途中で、今、ここで入れよう、ここで入れようって言われたんで。最後まで、採決したのはそこだったんだと思いますので、最後まで採決して、その後でってということでしたので、そのようにさせていただきます。

今、いろいろ意見をいただきましたので、本案、本陳情につきまして、お二人の委員の発言のとおり意見をつけることとして、具体的な内容につきましては、委員長、副委員長、事務局のほうに御一任いただきたいと思います。参考にさせていただきます。御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように決定させていただきます。長い時間、御審議ありがとうございました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△陳情第18号 川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情

○委員長（森永靖子） 次に、陳情第18号川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情を議題とします。

それでは、本陳情についても、先ほどと同様、陳情内容に関して、当局が確認してる事項がありましたら、その説明を求め、その後、委員から自由討議の要望があれば、自由討議で審査を進めることとしますので、よろしくお願いします。

それでは、本陳情の内容に関して、当局で確認

してる事項があれば、説明を求めたいと思います。説明事項がありますでしょうか、お願いします。

○防災安全課長（角島 栄） 陳情第18号につきましては、県と市の共催による避難計画の説明会実施を求める陳情でございます。

市としましては、委員会の中でも説明をしておりますが、平成26年度から出前講座等も実施しております。平成26年度は県との共催で防災計画、避難計画の住民説明会を5回実施、317名。また、地区公民自治会等への出向いて行く出前講座も28回の959名の参加があり、また、毎月26日も原子力防災の日として、原子力防災を知ろうという研修会も10回開催し、122名の参加があったところでございます。平成27年度も引き続き継続して出前講座も実施しております。現在、出前講座を10回開催し、852名の参加がございました。学校等の参加が最近ふえているところでございます。また、「原子力防災を知ろう」の研修会につきましても、毎月26日に継続して実施しているところでございます。

今年度も12月開催の鹿児島県原子力防災訓練前には、各地区コミに出向き、訓練の事前説明とあわせ、原子力防災についての説明も実施することとしております。陳情書の中にありますように、原子力災害対策指針の改正につきましても、出前講座、研修会等を通じ、説明していくこととしております。

以上です。

○委員長（森永靖子） 当局から説明がありました。質疑、御意見をお願いします。

○委員（井上勝博） ちょっと、これは、報道されてはいないかもしれませんが、鹿児島市内で県主催の説明会があるということについては、これは避難計画との関係はどうなってるんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 県が11月29日に鹿児島市内で、2,000人規模で開催するという新聞報道等もございましたが、それにつきましては、原子力発電の必要性和エネルギー政策について、また、原子力発電の仕組みと安全性についての説明会を開催するということになっているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） わかりました。今まで、出前講座をそれなりに行われてきましたし、それから昨年ですよね、県と市の主催の避難計画の説明

会。ただ、いまだに説明をしてほしいという声があるというのはどういうことかという、その後、例えば、避難システムでしたっけ、ちょっと説明書、今忘れました、避難誘導システムですか。が、途中で出てきているということだとか。それから、バスの協定はできたとは言っているんですが、運転手はちゃんと確保されるのかと。運転手は確保されるっていうのは、人数だけでなく、運転手は、例えば、UPZの中に入ってくる時には被曝を覚悟で来るわけですよ。被曝を覚悟で来るということについて、運転手の中に、こういう声もあるんですよ。「私は行かないよ」と。「焼酎を一杯ひっかけても行かんよ」と。そういう声もあるんです。「危険なところに、わざわざ、自分の家族もいるのに。どうして行く、自分にそういう義務を課すのか」という声もあることはあるんです。だから、本当に運転手の安全が確保されるのか。バスも被曝するわけですよ。その被曝したバスについて、果たして、それはちゃんと補償されるのかとか、そういうことがきっちり説明がされていると言えないですよ。ほかにスクリーニングポイントがあらかじめ決められてないという問題も、なぜなのかということの疑問とか、いろいろあるんです。そういう問題について、市は出前講座で一所懸命やられているのはわかります。ところが、市が管轄していないスクリーニングポイントや、その避難誘導システムや、バスの運転手の確保ちゅうのは答えが返ってこないですよ。これは県と市の主催による説明会の必要性があるから、あるんだけど、やってないから、そういうことが疑問として出てきて解消されないから、いつまでたっても避難計画をちゃんと説明してくれという声がどんどん出るわけですよ。だから、そういう点では、ここの陳情のポイントっていうのは、県と市の共催による、それなりの規模の説明会ということ、これ1回きりということではないと思いますんでね。とりあえず、そういうことをして、疑問に答えていただきたいと。そうでないと、本当に心配なんです。みんな。その辺についてのお考え。今までも十分だと。十分ということはないと思うんです。答えられない部分もあったわけだから。それについての当局のお考えをお知らせ願えますか。

○防災安全課長（角島 栄） 今、委員のほうから、いろいろ御意見がございました。この件につ

いては、バスの問題につきましても、県としましては、バス会社の、バスの運転手等についての研修会も実施したということも聞いております。また、スクリーニングの件につきましても、今、県が示していることにつきましては、市としましては出前講座、研修会の中でもお示しして説明しているところでございますので、今後につきましても、出前講座、研修会を通じて、市民には周知していきたいと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 例えば、スクリーニングポイントについては説明されてると言われますけども、スクリーニングポイントはあらかじめ決めていないというのが方針ですよ。あらかじめ決めないと。どうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 決めていないというのではなくて、要するに考え方についてはそういうのを決まっておりますので、その場所とか、それについては県のほうでもいろいろ把握はしているということでございますので、その緊急事態におきまして、その状況に応じて対応していくという県の方針でございます。

以上です。

○委員（井上勝博） だから、それでいいんだろうかと。いわば、スクリーニングポイントがどこなのか、あらかじめわからない。状況に応じて決めるという、それでいいんだろうかと。確かに、スクリーニングポイントを決めておいても、風向きの関係によってはそこに放射性物質が流れてくるかもしれない。だから、あらかじめ決めとらんほうがよかっていう考え方も、そりゃ、あるんだけど、ただ、決めておいて、準備をしておいて、変更になりましたはついていけると思うんです。ところが、全く、どこになるのかがわからないっていう状態でいいのかっていうことについては、市は答えられないじゃないですか。答えられるんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 7月17日の定例の知事会見の中でも、知事のほうが、候補地としてはいろいろデータ持っているというのを発言されております。その時々判断によらざるを得ないと思うのでということでも発言されているところでございますので、市としましては、そういうことについては、県のほうにも委員が言われますように問い合わせ等は続けていきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 結局、そういうことで、県に聞いてみないとわからない問題もいっぱいありまして。やはり、県と市が、もっと言いますけど、避難誘導システムについてなんですけど、避難先を風向きによって決めると。これもUPZ内はあらかじめ避難先とか——10キロ圏内か。避難先、避難経路を決めてるけども、10キロ以遠については決めていません。だから、私たちが行った施設で決めていないと。本当にこれでいいのか不安ですという声もあったわけです。だから、そういうことも、みんな不安に思ってるというのはもう現実ですよ。決めておいて変更になるんだったら、まだいい。だけど、決めていない。事故が起こったときに決めるんだってということは、これはちょっと本当ついていけないと思います。だから、こういった疑問に対して、ちゃんと説明ができる、そういう場を県と市の共催でつくっていただきたいということなんですよ。その辺については、市として必要ないっていうお考えなんですか、やっぱり。

○防災安全課長（角島 栄） 市としましては、今現在、県のこの防災計画につきましては、県のほうにも確認しながら説明会の中では説明しているというところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） ここはちょっと腹を割って答えていただきたいんですよ。県のほうに、一々一々、問い合わせなきゃいけないかったりするわけじゃないですか。県のほうが答えてくれればいいわけでしょう。だから、県と市の共催の説明会っていうのが必要ではないかということを言ってるわけなんですけれども、市としては、「いや、それは要らん」と。「そんなのは県には要請しませんよ」と、そういうお考えですか。本当にそういうお考えですか。

○防災安全課長（角島 栄） 市としては、委員が言われるように、委員のほうからも質問、市民から質問があったことについては、県のほうには逐次説明を求めています。その中で、出前講座等では回答をしているところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴） 本陳情が説明会の実施を求める陳情なんで、我々に、我々に問いかけた陳情ですので、当然、当局が答えを持ってる術はない

と思います。だから、この実施を求めることを判断するのは議会だろうと思います。それを踏まえて、参考的にちょっとお聞かせ願いたいんですが、陳情の中で、大きな会場でなければ参加者の多様な疑問や意見を、それから回答を共有するのは難しいっていうこと書いてあるんです。出前講座やら研修会等で、いろんな膝詰めで、いろんなことを広報活動、説明をされてる状況において、その講座を受けられた方、それから研修を受けられた方々の、二、三、どのような御意見があったのか。ちゅうのは、例の最初の川内文化ホールでやった説明会でも、どうにもならない雰囲気の中で、大きな会場でやったほうが私はよくないと思うんですけど、二、三、どのような御意見があったのか、まず、お聞かせ願いたいと。

○防災安全課長（角島 栄） 出前講座等で出された御意見としましては、先ほど委員が出ました、バスの件が出ております。感想につきましては、市民からは、最後には、説明については内容はわかったということは聞いております。その中でもやっぱり心配なところがありますという意見もございますので、市としましてもそういう御意見を聞きながら、次の説明会でわかるように進めていきたい。また、計画の中にもそういうのを加味しながら、実効性のある方向で検討していきたいという考えでございます。

以上です。

○委員（川添公貴） ですよ。膝詰めでしっかりと説明することによって、御理解されてなかった部分がしっかり理解できる体制になっていくのが少人数で研修等される意義だろうと思います。大きなところで聞くよりは、膝詰めで、実際にやられて、そういう反応をして計画に生かしていくちゅう手法をとられてますんで、やはり、今後もそれをずっと続けていくべきだろうと思いますんで、ぜひ、回数等も考慮していただいて、膝詰めの研修会、出前講座に力を入れていただきたいと思います。これは参考にさせていただきました。ありがとうございました。

○委員（杉藺道朗） 鋭意努力をされながら説明会を実施されていることに対しては理解をします。ただ、陳情に県と市の共催によるという文言ございますけれども、なかなか共催が現時点において成り立っていないという事実があるように思うんですけれども。できないのか、やろうとしないの

か、ちょっと言葉はきついかもしれません。いろいろ若干ハードルがあるのかなと思ったりもしますけれども、答弁を聞く限りにおいては、その都度、県当局のほうにはいろいろと質問、意見等々、相談者から出された分に関しては、また答弁をしているということであります。やっぱり、県と市の共催という部分に関しては、何がためにできないのかなと。難しいところかもしれません。それぞれ、いろいろ課題はあろうかと思えますけれども、今のところ、直接的に説明会に来られた方々の生の声が即その場で県当局につながるということ、なかなか、ないんじゃないのかなというふうに思っています。一つには、例えば、きょう説明会があった。小さなグループでも結構でしょう。その中で、県にかかわる部分でいろいろ質問が出ました。直接その場で答弁ができませんので、一旦日があけてっていう形で、あともって、また、その質問された方には個別にきちっと答弁がなされているのか。そして、新たな意見等がいろいろ出る中において、その後の説明会において、ほかのそういう市民の方から出た意見が参考になりながら、また、別個の説明会の中では、その答弁を用いてお話をされてるというふうに理解をしますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） 質問等については、回答していただきたいということについては、後日出向いて行ったりして説明はしてるところです。

また、そういう御意見が出たことについては、県に確認しながら、それについては、次の出前講座等にも生かしながら説明してるところです。

以上です。

○委員（杉藺道朗） 時系列の中で、先ほどバスの運転手の件等もございました。避難計画です。今ある、せんだって、スケジュール表的なものを出していただきましたけれども。その都度その都度、現時点において変わっていくわけですね、状況等々が。運転手の件もさっき出しましたけれども、その中において、当然、また新たな質問もふえてくるわけですし、過去に戻るといえることはないと思います。新たな意見、質問がどんどん出てくるというふうに思いますので、申し上げますけれども、やはり、県と市の共催という部分に関しては、なかなかできないということがあるならば、極力情報の伝達と言いましようか、その収集、そして、また、回数、そこはスピーディーさをもっ

てやっていただきたいなというふうに思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 我々原子力の特別委員会で、先日、なずな園さんとか、そういう障害者の施設の避難計画の状況を視察に行ったときの私の印象なんです。例えば、昨年、再稼働前に内閣府と県と市が防災計画のいわゆる広域的な総合防災避難計画の説明会されたじゃないですか。ああいう内容、例えば、県の交通途絶箇所があった場合は建設業協会が全面的に支援しますよとか、石油組合が間に入りますよとか、そういう情報を御存じないんです。市民の方々、施設の方々が「いけんして逃げたもんじゃろうかい」と。ですから、むしろ、この大きな会場で説明会をすることも重要なかもしれませんが、本来避難計画、今、杉藺委員もおっしゃいましたが、避難計画で今どこまで、どういう形で、我々は計画を実効性のあるものとして避難していけるのかという部分をいかに周知させるか。佃委員も本会議でおっしゃるじゃないですか。「ぶんと自治会長さん方は、もう迷っとつきやど」と。「でけん」って。「要支援者の避難も、できもほんと言っとつきやど」って。それを私は実態だと思うんです。ですから、今、杉藺委員のおっしゃった、委員のまた私、繰り返しになるんですが。ちょっと出前講座という形で、待ちの姿勢の避難説明会もあるかもしれませんけれども。もっと前面に出て行って、しょっちゅう、あらゆる地域で、その避難計画が根づくような形の働きかけというのをもっと行政はすべきではないのかなと。むしろ、この大きな会場での1回きりの説明よりも、そちらの根づいたようなきめ細やかな説明会というのが重要だと、私は今思っておるんですが、何かお考えがありましたら、課長にお聞かせ願いたいんですが。

○防災安全課長（角島 栄） 委員会の中でも答弁させていたこともあります。P A Z並びにそういう通所施設については、マニュアル等、避難行動のマニュアル等も作成しながら、今、案について県のほうに投げかけてございます。県のほうで中を精査していただいて、そういう共通理解のもとに、そういう通所施設等にはそのマニュアル等を配布しながら周知していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）先日、新聞紙上にも、いちき串木野市が自治会でバスをチャーターして、実際の避難地域のところに自治会長さんが連れて行ったというような記事も載っておりました。ここまで、いかに持って行けるかが薩摩川内市の、大きな、自治会も５５０どひこあってってことで大変ですけども、ここまで持って行けるかが勝負だと思うんです。ですから、大きな会場ではできないかもしれませんが、きめ細やかなこの避難計画の浸透という部分について、新たな新たな情報を、常に新たな情報を流せるような、そういうシステムを今後も検討していただきたいということで、一応要望させていただきます。

以上です。

○委員（森満 晃）関連しまして、この市民への説明会や出前講座等、これまでの平成２５年度、平成２６年度、また平成２７年度、見てみましても、いろいろな自治会だとか、地区コミュニティセンターですと、それなりの参加者がおられるんですが、原子力防災を知ろうということで、研修会と本所、この本庁ですね、本庁だとか、支所等になりますと、ほとんど、一桁のような状態で、先ほどから意見が出ておりますけれども、そういった小さな会場での形でも、近い形で説明をされるほうが皆さん関心を持っていらっしゃるのかなという点があります。

それと、もう１点、市内の企業等について、何か、会社関係等について、そういう説明会等、これまでされてるでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）昨年、ＰＡＺ圏内では説明会を開催したんですが、その後は、今のところはしていないところでございます。

○委員（福元光一）今まで避難計画の説明会、出前講座、何十回等やられてこられたと思うんですけど、その中で、何１０％ぐらいの会場が避難計画の説明会が、ややもすると反対集会のような雰囲気になったところが何カ所ってあったと私は聞いております。「わいが責任をとっがなっとかい」と、こういう言葉も反対派の方からかけられたことも、課長も記憶されておられると思いますけど、そこは何１０％ぐらいあったんでしょうか。そのことによって、小田原委員が言われたように、また、今、副委員長が言ったように、それにも関係してくるんです。というのが、一般の人たちは、「避難計画はどげんすっどたっどかい、知たん

ど」っていう人たちは、余りその説明会に出てきてないです。むしろ、反対っていう人たちが来て、説明会に大きな声を出してやっておられる会場を聞いております。何１０％ぐらいあったんですか。

○防災安全課長（角島 栄）私どもは、そういう何％というのはちょっと把握しておりませんが、私どもは、今、市の防災計画について、市民に理解していただくというスタンスで、同じ気持ちで会場には行っておりますので、そういう何％というのは把握はしておりません。

以上です。

○委員（福元光一）把握をされておられないということでもありますけど、恐らくそういう声がたくさんあったと思います。でありますから、先ほども言いましたように、一般の人たちが知らない人が多いから、出前講座も必要なんですけど、やはり、今度は違った手段で、いろいろ講師なり、いろんなものを使って避難計画を、図も交えて、文章だけじゃなくて、絵も交えて、市民の大方の人たちがわかるようにしていただきたいと思いますので、これは要望ですから、しっかりと反映してってください。

○委員（佃 昌樹）１１月２９日に県で説明会を、もう１回しかやらないんじゃないかなと思ってんですが、この説明会はどこから来るんですか。説明者は。

○防災安全課長（角島 栄）市としましては、どこからというのは、まだちょっと確認していないところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）新聞等によると、原子力に関する政策とか、仕組みとか、そういった国がやるような説明会というふうに新聞では紹介されていたやに記憶をしているんです。なぜ、こんなことを聞くかちゅうと、国の基本的な原子力のあり方等について、今さら説明を聞いてもという市民ちゅうのは、たくさんいるわけ。それよりも身近な説明の中で。私たちは薩摩川内市を離れて、隣の市や町にお世話になったりするわけですよ。そうすると、いろんな説明会の中で、突っ込んで話していくと県が必ず出てくる。それは県です。それから先が進まんわけ。聞いているほうが消化不良を起こすわけ。まだ、そんな段階かよっていったような。だから、やっぱり、県と市がそこに座つとれば、同時進行でできるんです。だから、さっ

き、杉菌委員が言ったように、壁があるということは、この問題について、ないはず。やっぱり、一緒に計画や説明会はしていかざるを得ないと思ってますので。だから、それは県だ、それは市だ、いや、これは国だっていうふうに、単独でやるとそういうことが必ず起こってくる。いっくらでも逃げ道がある。そんなことがないように、きちんとした大人が話し合うような場面っていうのは必要だと思います。そういうことを心がけてもらいたいなと。そのためには、合同の説明会っていうのはやっぱり必要じゃないかな、そのように思います。ただ、日程が合うか合わないか、わかりませんが。壁をつくらなくて、そういうような日程がとれるように努力をして、何回か、そういった会が持てるようにとは思っています。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 説明といたしますか、計画については、やはり、随時、身近なところでわかるように説明をしていくというのが大事であるということは認識しておりますし、そして、機動的に説明をしていくという部分も必要ではないかというふうに考えています。その中で、委員からもありましたとおり、県との日程調整という部分も、また回数的にも多くなるという部分もありますので、それについては、今後、もし、県と一緒にやって同時に回答していくという部分が必要であるという部分が大きくなると、そこまで考えないといけませんが、現段階においては、市として市民の皆様に県も国も含めながら説明をし、また、十分に回答できない部分については、あともって回答していくという、そういう形での説明。基本的には、計画の説明というのは市で責任を持って説明をしていくんですが、詳細についてのそういう確認、回答というのは迅速な回答をして対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（今塩屋裕一） 管理監等のお話の中で、県との協議と、出前講座等、市のほうも一所懸命やられてる中で、報道関係、5キロ圏内、30キロ圏内ということで、相当集中的に報道関係は注目してるんですけど。私どもの地域は10キロ圏内ということで、特に10キロ圏内の方々もちょっと不安がってるというか、避難場所も地域で松元町ということで、そんなところもちょっと、そういったグループで、こういうところなんだとい

うのも視察にも行ったりされてるんですけど。その中で、特に、市街地は10キロ圏内入れば、大きな市の行事等、花火大会があっても交通量すごくごった返すところもありますし、そういったところ周知して、10キロ圏内、15キロ圏内もしくは20キロ圏内、しっかり、また、県とのほうと協議しまして、出前講座等もまた強化というか、いろんな意味で話し合いをしっかりとってもらえばと思っております。意見、要望でございます。

○委員（井上勝博） 先ほど、県の情報は市のほうが把握し、それを説明し、答えられない部分については後でお答えしているということなんですけども。しかし、例えば、避難誘導システムについていっても、一体、このシステムっていうのは、具体的にはどういう情報をそれぞれの施設に持ってくるのか。連絡してくるのか。また、ファックスなのか。電話、いろんな手段もあるけれども、この間みたいに停電になったときなんかは、非常に通信手段なんかも大変になってきたわけです。そういう問題について余り答えが返ってこないし、聞いても答えが返ってこないし、後で教えてくれるってこともないような気がするんです。ちゅうのは、県のほうがはっきりしてないからです。避難誘導システムちゅうのも。県があんまり情報がないっていう、県のほうが計画があんまりないっていうか、具体的な。だから、答えが返ってこないんですよ。それで、例えば、この避難誘導システム、避難先を登録して、避難元が登録されていて、風向きによって、それを調整するってなってるんですけど、この避難先について、県内、県外何カ所ずつ登録されてるかとか、そんな情報あるんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 登録データにつきましては、市町村の避難計画のデータですので、避難元につきましては、地区数で102、避難先の避難所の数は817ございます。また、登録も医療機関、社会福祉のデータにつきましても、UPZ内が244施設の、UPZ外について469という数値もございます。これにつきましては、委員会の中でも説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 県外の避難所というのはどういうふうに、何カ所ぐらいになってるんですか。県内、県外、区別……。

○防災安全課長（角島 栄）鹿児島県の避難計画の中では、県外の避難所につきましては決められておりません。県内だけの避難計画になっています。

以上です。

○委員（井上勝博）そういうことはですよ、結局、「なぜ、じゃあ、県外ないのか」という問題なんかも疑問が湧いてくるんです。「北西の風が強いから逃げるときは熊本やっど」とっていう人たちもおるわけですよ。県外になるわけじゃないですか。そういうものが、この避難誘導システムの中に、なぜ、ないのかということなんかの疑問には答えられないじゃないですか。じゃあ、県に直接答えていただいて、市民も県が答えてくれれば、それなりの納得ができるわけです。「何で県外いんですか」と。北西の風が多いと。そしたら、逆の方向もあるだろうと。熊本のほうに逃げることもあるだろうと。水俣のほうに逃げることもあるだろうと。けども、誘導システムはそれない。何なのって、こうなるじゃないですか。その辺どうなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）県の避難計画につきましては、U P Z 3 0 キロにしたときに、3 0 キロ圏内の各市町のほうに避難先について県のほうがお示しをさせていただいて、その中で振り分けて避難先を決めているところでございます。県の試算としまして、鹿児島県内で把握できるという意向で決めたということはお聞きしているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

○委員（井上勝博）今、話をしても、やっぱり、細かいことかもしれ……。

○委員長（森永靖子）ただいま自由討議の声がありますので、これから自由討議を行います。

それでは御意見をお願いいたします。

○委員（井上勝博）細かいことかもしれませんが、でも、細かくはないんじゃないかなって気もするんです。県外のほうはないというの、避難誘導システムの中に。だから、そういうものが県が定めておって、そして、それは県の情報を

市は答えてくれるんですけども、なぜって言った場合に市は答えられないわけなんです。やっぱり。県のほうの考えですから。だから、そういう意味では、県と市が共催をして、私、大きな会場じゃなくっても、そりゃいいと思います。私も。でも、県と市の共催による避難計画の説明会実施を求めますと書いてありますので、この共催の説明会は必要なんじゃないかということをお尋ねしたいと。杉藺委員は必要だって、小田原委員も必要だっておっしゃっているようですので、その辺はどうかということなんですけどね。

○委員（小田原勇次郎）自由討議ですから、去年、私、先ほどちょっとお話ししましたが、内閣府の国と県と共催で説明会があったじゃないですか。井上委員も出てらっしゃいます。ああいう大きな会場でも最終的には、県は持ち帰らせてくださいが結構あるんです。だから、即答できない部分が多々ある。いかに回答を導き出すかが勝負なのかなと。ですから、何か、そういうところを開かないと県が真摯に答えてくれないということであれば、そういうところに、どうしても出さなきゃいけないという部分もあるかもしれませんけれども。今、市がそういう声を、行政の市の行政のほうが責任を持って県に回答を求めるという部分であるのであれば、そこのもう一つはクリアできる部分なのかなと。確かに、県の計画というの、県の計画というのは広域ですから重要だという認識は持っております。ですから、説明会をしたから、即座にそこで回答が求められるかという部分については、過去の説明会を見たときに、やっぱり、疑問は残る部分でした。私なりには、そういうふうに感じたところでした。

○委員（杉藺道朗）御指名がありましたので。今言われたとおりに、県に対する質問等々は市当局において持ち帰って、また、答弁ということではあるんでしょうけれども。やはり、生の声として、実際その場において直接答弁をいただく部分。それから、ワンクッションおいて県から市からまた市民の方という部分においては、やっぱり、ニュアンス的に、言葉、文言は変わらなくても、やはり、真剣さと言いましょ、重みちゅうのが違うような気がするんですね。だから、実際のところが県当局が出たから、即全て質問者に対して満足できる答弁、回答が得られるかつたら、

それは甚だ疑問ではありますが、ただ、その場において、県当局に来ていただいて、やはり、市民に会って、話、答弁ないしをしていただくという部分は市民の方からすれば、目に見えた形で県の姿勢というのがあらわれますので、私は、先ほども申しましたとおり、陳情の云々という部分は、さて置きまして、中身については非常に理解というか、同じ思いではあるところです。

以上です。

○委員（井上勝博） 私もそういう問題意識で、県に直接、意見書で質問項目をやったことがあるんです。そしたら、県のほうは、30分ですとか、1時間ですとか、あんまり質問には答えられないですから、そのつもりでとか、そんな感じなんです。本当に県と直接話をしていかないと、県のほうは、もう間接的に市に任せているような感じがするんですよ。そういう意味で、隠れ蓑に使っているような感じがしていて、質問していても、かゆいところが靴の足がかゆいんだけど、靴を脱がないで、かゆみを我慢してるような、かけないというような感じがあるわけですよ。だから、そういう意味では、ぜひとも、県と市の共催というのは実現していくような形をしていただきたいなっていうふうに思っております。

以上です。

○委員（森満 晃） これまでも県との話もありましたが、今言われたように、なかなか、かゆいところに手の届いたような回答をもらったというイメージはないんですが。県との説明会も必要でしょうが、やはり、そういった市を通しての説明っていうのが一番確実じゃないのかなと。いろんな角度で防災安全課を通じて、あるいは議会を通して、いろんなそういった意見、また回答というのを求められるんで、とにかく、まずはこの市を中心とした形での説明会っていうの、まず基本としてやっていくべきではないのかなと私は思います。

○委員（福元光一） やはり、市当局にいろんな質問を投げかけて、県でないとわからないとか、そういう立場、委員として、立場上、逆の立場を考えたら、今、副委員長も言うたように、信頼関係ですよ。市が県でないとわからんって、県に言ったら、国でないとわからん。そもそも、この事業は国の事業であるから、もう責任は国であると。この前のテレビでもありましたように、であ

りますけど、常日頃の計画訓練とか、もろもろのものは信頼関係で成り立っているから。もちろん、ここにも原発関係の職員もいるし、そうでないと、市の職員と話をするよりも、直接県の職員を呼んで話をしたほうがいいんじゃないかということになりますから、市の職員を信頼して、そうでないと、いつまでたっても、「あんたたちは、まだ勉強不足だね。県の職員を呼ばんとわからないよ」とか、「九電を呼ばんなわからないよ」とかいうことになりますから。やはり、信頼して物事を考えないと、いつまでたっても、こういう話し合いになってくと思いますから、そういうことで委員長にまとめていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 意見が尽きたようですので、自由討論を終わります。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（川添公貴） 採決をお願いします。

○委員長（森永靖子） 採決でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論ありませんか。 **○委員（川添公貴）** 本陳情について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど来、委員の方々の当局とのやりとり、それを踏まえますと、やはり、身近で、膝を突き合わせて、信頼関係をつくっていくことによって、いろんな情報が市民の方々に伝わっていくということがあります。それが1点。

2点目です。大きな会場で、やはり、前回も持ち帰りとかいうこと、一方的な質疑時間等々がありまして、なかなか大きな会場では、例えば、1,000人おって、1,000人が意見言えるかっていうと、まず無理でしょう。ですから、その中で言いたい人は特定な方に限られてきます。この中で複数回参加できるようにしてほしいということになると、同じ人が次々と次の会場に行かれ

て意見を言われるんだらうということが推測されます。推測ですよ。そのような形を考えると、やはり、今、本市が力を入れている研修会、出前講座、もう一つ、積極的な形で説明をなささいという御意見等もありましたので、今後、そのような形を踏まえて、住民の方々に、市民の方々に、より情報をたくさん提供できるんじゃないかと思います。よって、県と市と合同で説明会を開催することはいかがなものかという判断であります。

以上をもって、反対討論といたします。

○委員長（森永靖子）賛成討論はありませんか。

○委員（井上勝博）規模については、大きな会場ということで書いてあるんですが、具体的にはどのぐらいの会場なのか、文化ホールなのか、それともちょっとした公民館なのかっていうのは、この陳情ではよくわからないところもあるわけですが。やはり、出前講座といったら、自治会単位で自治会長さんが来てくださいますよとか、団場で来てくださいますよとか、そういうような形でやる場合は、そういう機会に恵まれる人たちはいいんだけど、説明会を聞きたいんだけど、どこへ行ったらいいんだらうとか、そういうふうに考えられる方もいらっしゃると思うんです。また、一人では勇気が要るなとかっていう人たちもおると思うんです。そういったときに、例えば、何月何日に文化ホールの第1会議室ぐらいのところでもいいじゃないですか。ああいったところでやりますよと。そこには県の職員も来て、いろいろな疑問に答えてくれますよというようなことで設定すれば、じゃあ行ってみようかと。質問はしないけど、聞いてみようかなという人たちも出てくると思うんです。それから、先ほど、ちょっと反対している人たちは、もう、すごい怒声を上げてるとか、そういうことおっしゃってたけども、この間、反対連協と、反対連協って、川内原発建設反対連絡協議会という団体が主催して、その文化ホールでやったときに、非常に冷静でフレンドリーでしたよね。フレンドリーだったんですよ。それは、やっぱり、ちゃんと説明を聞くっていう点では、ちゃんと聞くんです。ただ、わからないところがあれば、それはちゃんと答えてくださいよということについては、やっぱり、そのやりとりの中ではちょっと緊張するときもあります。しかし、何か、怒ったり、どなったりということはありません。そういう場を設けていただきたいと

いう点についても、本当にこういうのが望まれているというふうに思いますので、賛成したいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。報道、当局の皆さんは長時間ご苦労さまでした。お疲れさま。ありがとうございました。委員の皆さんは、しばらく、残ってください。

△行政視察の取扱いについて

○委員長（森永靖子）次に、行政視察の取扱いについてを議題とします。

本件については、6月の委員会において、視察の内容を正副委員長で整理することで、一任をいただいておりますが、今回、視察の計画（案）を資料に整理しましたので、書記に配付させます。お願いします。

〔資料配付〕

○委員長（森永靖子）皆さん、ありましたでしょうか。ここで、資料の内容を書記に説明させます。お願いします。

○書記（久米道秋）それでは、資料の内容について説明させていただきます。

まず、日程ですが、11月11日水曜日から13日金曜日にかけまして、二泊三日の計画でございます。

次に、視察先等についてですが、まず一つ目に福島県郡山市にあります、被災地障がい者支援センターふくしまというところでございます。

調査項目は、原子力災害時における障害者の支援状況等についてということでございます。

視察先の概要につきましては、２０１１年３月１９日に活動を開始されまして、その後、障害者の関係事業所等への支援物資等を届けるなどから始まりまして、福島県内の避難所を巡回され、障害者のニーズ把握と所在確認といった活動が行なわれているようでございます。最近では仮設住宅の巡回、障害者の交流企画といった障害者の支援に結びついたさまざまな活動を展開されているということでございます。

次に、２番目ですが、茨城県ひたちなか市に所在します、日本原子力研究開発機構、原子力緊急時支援研修センターでございます。

調査項目は、原子力災害時における支援活動についてということで、原子力災害時等の対応に当たる国、地方公共団体、警察、消防などに対して、人的、技術的支援を行うという内容になっております。また、緊急事態の際に、その活動拠点となる全国２２カ所のオフサイトセンターに対し、支援活動を行うため、茨城県ひたちなか市と福井県敦賀市に設置されているということでございます。

主な活動内容につきましては、専門家の派遣体制の整備と資機材の整備、防災活動を効果的に進めるための調査研究情報提供、原子力防災に係る研修訓練の実施、緊急時モニタリング活動の支援、モニタリング機材の提供、そういったことになっているようでございます。

以上でございます。

○委員長（森永靖子） それでは、視察の内容につきましては、ただいま説明のとおりであります。御意見ないでしょうか。

〔「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ちょっと待って、はい。

○委員（佃 昌樹） 私いないときに、もう決まった問題だと思うけど。この選定は、選定基準、どういったことで選定をされたのか。ちょっと説明があったら

○委員長（森永靖子） 副委員長と事務局で話し合いをしまして、最初のほうの支援センターにつきましては、福島県内における障害者を中心とした支援活動を行っている団体であることから、被災時にどのような課題があって、どのような対策が必要であったかということなどを十分把握されているというふうに思いましたので、その内容を確認する上で、本市における要援護者の避難計画を作成していく上で、生かせるのじゃないかなと

いうことで判断し、決定というか、今、案内させていただいたところです。

原子力緊急時支援研修センターを選定した理由につきましては、例えば、原子力災害時に地方公共団体等に対して、人的、技術的支援を行うとありますので、具体的に、どういった支援が行われているのか。災害対応はどのように行われているのかを把握しておくことも自分たち立地自治体としては必要ではないかなということで、一応判断させていただいたところです。

○委員（佃 昌樹） ということは、二つとも事故を前提としてっていうことになる。そうじゃないとおかしい。

○委員長（森永靖子） 事故を前提にって言われるとあれでしょうけども、今後計画をつくっていく上で、この間、３カ所、自分たちもこういう施設を見させていただいて、また、福島に行って、このような同じようなところをまた視察してきて、このようなことがありましたっていうこと、また、お返しできたらっていうこともありまして、一応、事故を前提にっていうつもりで視察先を前提にしたのではなかったかというように思います。これから生かせるために行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように決定します。

以上で行政視察の取扱いについてを、終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（森永靖子） 以上で日程は全て終わりましたが、委員会報告の取りまとめにつきましては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（森永靖子） 次に、閉会中の委員派遣の取扱いについてをお諮りします。

閉会中に、１１月１日から１３日にかけて行政視察を実施したいと思いますが、委員派遣の手

続は正副委員長に一任いただきたいと思います。
ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、
そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で本日の委員会を閉
会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、
以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉
会します。

長時間お疲れさまでした。御苦労さまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 1 4 号	受理年月日	平成 2 7 年 8 月 2 4 日
件 名	全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市田海町 1 1 番地 6 5 川内原発建設反対連絡協議会 会長 鳥原 良子		
要 旨			
九州電力は、福島原発事故の教訓を十分に生かさないままの新規制基準適合性審査による強引ともいえる手続で、川内原子力発電所 1 号機を 8 月 1 1 日、再稼働した。 原子力規制委員会の審査については、行政不服審査法に基づいて、全国的に異議申立てがなされ、決して安全が保障されたものではないことは、田中規制委員長自身も再三公言されている。国際的には検証がなされている避難計画であるが、原子力規制委員会ではその審査は行わず、誰が避難計画に責任を持つのか曖昧なままである。避難計画の丁寧な住民説明会と全市民対象の避難訓練の実施もないままであり、住民の不安は解消されていない。 チェルノブイリ・福島原発事故の実態から、放射性ヨウ素の内部被ばくを避けるために、安定ヨウ素剤を手元に置いて直ちに服用することが重要であることを専門家が指摘している。しかも、24 時間以内に服用しないと、甲状腺がんなど甲状腺に関わる病気を防ぐ効果は全くなくなることと、可能なら 3 回は服用した方がよいと、進言されている。 2015 年 5 月現在、福島県では、約 38 万人を対象にした検査で、小児甲状腺がんが手術待ちも含めて 126 人も発見されている。通常は 100 万人に 1～2 人の割合での発生であり、事故との因果関係を関係者が否定していることも住民の不安を募らせている。放射性物質の飛散は、福島原発事故では 250 キロ圏内に及んだ。しかし、福島県においては、安定ヨウ素剤を住民に配布できたところは 1 自治体と 2 自治体の一部のみであったと聞く。その実態から、甲状腺に関する病気を防ぐ手立ては安定ヨウ素剤を直ちに服用することでありながら、その防備をしないことは、住民を守る手段を絶つことになり、行政として、望ましいことではない。 よって、以下のように陳情する。 記 1 安定ヨウ素剤の配布は、薩摩川内市全域の住民を対象とすること。 2 安定ヨウ素剤は、県保健所、市保健センターだけでなく、市役所、学校、幼稚園、保育園、福祉施設等、また、九州電力の本社、支社、営業所、PR 館等にも配置し、住民だけでなく旅行者や仕事で訪れる人にも配布できる状態にしておくこと。			

受 理 番 号	陳情第15号	受理年月日	平成27年 8 月 2 4 日
件 名	川内原発1号機の速やかな原子炉停止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町1826番地1 川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
九州電力と原子力規制庁、原子力規制委員会の「安全性より再稼働優先の姿勢」が、具体的なトラブル発生とその対応で明らかになった。川内原発が再稼働しなくても電気の供給力に何も問題ない。九州電力と原子力規制委員会に対し原子炉の速やかな停止を求めるとともに、下記の内容の実行を要求する。 九州電力の運転開始から32年目に入った川内原発1号機と、12月に31年目に入る2号機の老朽化（高経年化技術）評価と対策、それに対する原子力規制庁と原子力規制委員会による審査と認可は失敗したと同時に間違っている。			
記			
1 8月7日、川内原発1号機において運転開始以来交換していないA1次冷却材ポンプ軸振動計が異常値を示したため、そのポンプだけ止めて振動計を交換した。1次冷却材ポンプとそれにつながる配管が異常に振動し損傷すればメルトダウンに直結する可能性がある。本来なら全て交換すべきと考える。原子炉を停止させ、3基ある1次冷却材ポンプを全て止め、交換していない軸振動計2台も取り外して調査させること。 2 8月20日、川内原発1号機の復水器で海水漏れによる警報があった。直ちに原子炉を停止して調査させること。また、玄海原発1、2号機（運転開始は1981年。川内原発1号機は1984年。）は、より腐食に強いとされる復水器に交換している。九州電力に、なぜ高経年化（老朽化）している川内原発1、2号機の復水器を交換せず再稼働に入ったのか、説明を求めること。 3 川内原発1号機の高経年化技術評価の見直しを、九州電力と原子力規制庁、原子力規制委員会に求めること。原子力規制委員会には認可の取消しを求めること。また、原子力規制委員会で審査中の川内原発2号機の高経年化技術評価については、評価の方法・内容について見直しを求めること。 4 九州電力に対し、運転開始後交換していない全ての機器・配管・測定器・ケーブルを洗い出し健全性の調査を求めること。 5 2号機は、2014年に蒸気発生器を交換する計画だったが、理由説明もなく実施されていない。なぜ実施しないまま再稼働に入ろうとするのか、九州電力に説明を求めること。 6 九州電力のトラブル発生時の鹿児島県や薩摩川内市への連絡が遅い。情報公開は更に遅い。原因が特定できなくとも、トラブルの発生を確認した場合は、可能な限り早い連絡と公開を求めること。また、情報公開の内容が極めて不十分。分かりにくく最低限ではなく、分かりやすく最大限を求めること。 7 九州電力に対し、川内原発1号機の速やかな原子炉停止を求めるとともに、説明会の実施を求めること。			
「1」の補足			
1次冷却材ポンプが異常に大きく振動しているときに軸振動計が正常に機能していなかった場合、つながっている1次冷却材配管が破断し、瞬時にメルトダウンに突き進む可能性がある。トラブルが発生したのは8月7日で原子炉は起動していなかった。本来ならこのときに残りの軸振動計も交換すべきであったが、再稼働入りを延期しなかったのか、トラブルを起こした軸振動計のみ交換しただけで原子炉を起動させてしまった。原子炉を止めなければ被ばくレベルが高過ぎて交換作業が困難である。 コネクタ部に原因があったと発表されているが、具体的な劣化や損傷の説明はしない。耐用年数は製造後10年としている各種計測機器メーカーのメンテナンスを業務としている会社もある。30年以上前に商品化されている計測器を交換せず使い続けるというのは常識に反していると思う。 下記は、上記の会社のホームページより。 （耐用期間） 通常の使用環境及び保管状態が正常な使用において、製品の耐用年数は次の事項を鑑み、製造後10年とさせていただきます。 1 寿命による精度の低下 2 相対的な性能落ちによる品質保証の限界 3 部品供給が難しくなる 4 減価償却年限の完了（耐用期間） 5 保全費用の増大による限界			

6 技術の発展による陳腐化

「2」の補足

下記は、九州電力のホームページより。

(玄海原子力発電所)

1号機の復水器は、海水中の貝類等による細管の損傷により冷却用の海水が細管から復水器内へ漏えいするトラブルを経験しました。

これらの経験から、1、2号機の復水器は更なる信頼性向上を図るため、細管を玄海3、4号機と同じ耐食性に優れたチタン管へ取替えました。

■主な改良点

復水器細管を耐食性に優れた材質に変更

アルミニウム黄銅→チタン

「5」の補足

下記は、公開されている九州電力の資料より。

(川内原子力発電所2号機の蒸気発生器取替え等の計画の概要)

1 変更の目的

川内原子力発電所において、更なる安全・安定運転の継続や信頼性向上の観点から2号機の蒸気発生器を取り替える。

b 工事期間

許認可手続及び蒸気発生器の製作期間等を考慮すると、平成26年度になる見通しである。

「6」の補足

<軸振動計トラブルの報告時間>

指示低下を確認したのは7日10時22分。

薩摩川内市に報告が入ったのは7日18時21分（市に問い合わせて）。

鹿児島県原子力安全対策課に報告が入ったのは7日18時30分（県に問い合わせて）。

指示値低下の公表は7日20時20分。

<復水器トラブルの報告時間>

九州電力がホームページに次のとおり掲載したのは、警報が鳴ってから10時間以上過ぎた8月21日になってからだった（掲載時間は未確認）。

8月20日14時19分に、パラメータの揺らぎであるレベル1に該当する、放射性物質を含まない2次系の復水ポンプ出口の「電気伝導率高低警報」が発信しました。

受 理 番 号	陳情第 1 6 号	受理年月日	平成 2 7 年 8 月 2 4 日
件 名	安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
川内原発 1 号機は、8 月 7 日には A 1 次冷却材ポンプの軸振動計の異常、8 月 2 0 日には復水器細管が損傷し海水が復水器に入るといふ事故も発生し、大事故発生が現実味を帯びてきた。 原発事故により放出された放射性ヨウ素は、喉にある甲状腺に集まり、甲状腺がんや甲状腺の機能障害などの病気を引き起こす恐れがある。福島県は、安定ヨウ素剤を保管していたが事前配布しておらず服用することができなかった。 福島県では、事故後に子どもの甲状腺がんの調査を実施しているが、1 0 0 人以上の子どもたちから甲状腺がんが発見され、今後が増えると思われている。福島県の甲状腺検査評価部会も、「多発」であることは認めている。また、リンパ節移転など深刻な症例も多く見られる。 鹿児島県では、安定ヨウ素剤を 5 キロ圏内のみ事前配布。5 キロから 3 0 キロ圏内の住民用には安定ヨウ素剤を市役所に保管していて、事故発生後に配布することになっている。しかし、配布場所と方法は未定である。鹿児島市など 3 0 キロ圏外の自治体はそもそも保管していない（滋賀県は約 3 0 キロ圏内の学校、幼稚園、保育園に保管済み。高浜原発から約 5 0 キロの兵庫県篠山市は希望者に事前配布を決定。）。 3 歳未満の乳幼児は、丸剤は飲みにくいので、粉末の安定ヨウ素剤を水とシロップで溶かしたものを飲ませることにしている。しかし、鹿児島県は、シロップが腐るため保管できないとして 5 キロ圏内も事前配布していない（滋賀県は粉末の安定ヨウ素剤とシロップを約 3 0 キロ圏内の保育園などで保管済み。）。また、鹿児島県では、3 歳未満の乳幼児用の安定ヨウ素剤については、事故が発生してから薬剤師が作り始めることになっていて、粉末剤は県内 1 0 か所の保健所に保管してあり、避難先で飲ませることにしている。 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素を吸い込む前に飲むのが基本であり、摂取してから 8 時間後だと抑制効果は 4 0 パーセントに、1 6 時間後だとほとんど効果がない（原子力規制委員会）。 そして、避難指示であるが、5 キロ圏外は被ばくが前提である。鹿児島県のシミュレーションでさえ 3 0 キロ圏を出るのに最短で 9 時間 1 5 分（相乗り 4 人＋交通誘導）。最長で 2 8 時間 4 5 分。 よって、安定ヨウ素剤は事前配布が必要と考え、下記のとおり陳情する。			
記			
3 歳未満の乳幼児に対する安定ヨウ素剤の実効性のある（放射性ヨウ素を摂取する前の）服用計画の策定、安定ヨウ素剤の 3 0 キロ圏での全戸事前配布（飲んでから 2 4 時間で効果がなくなるため最低でも 3 回分）、様々な公共施設への備蓄などを直ちに実施すること。			

受 理 番 号	陳情第 1 7 号	受理年月日	平成 2 7 年 8 月 2 4 日
件 名	川内原発の速やかな避難訓練実施を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
大事故の発生はあり得るということで原発は再稼働に入るのであるから、避難計画に実効性があることは大前提である。しかし、避難訓練が実施されていない。 川内原発 1 号機が再稼働に向けて準備を進めてきたが、トラブルが既に複数発生している。 それは、老朽化が原因と想像される（詳しい報告はされていない）が、8 月 5 日に原子力規制委員会が認可した高経年化技術評価と、それに基づく長期保全計画の信頼性には疑問がある。 川内原発 1 号機は、運転開始から 3 1 年と 2 か月目に入った老朽原発である。爆発した福島第一原発 4 号機は、運転開始から 3 2 年と 5 か月のときに大事故になった。 知事は今年末に避難訓練をという発言をしたが、それは 2 号機が 1 0 月に再稼働入りするということを前提にしたものではないかと考えられるが、延期になる可能性は十分あると思っている。そして、原発事故は 2 号機の再稼働入りを待つことになっていない。 以下は、鹿児島県のホームページに掲載されている 2 0 1 5 年 4 月 1 5 日定例知事記者会見の一部である。 【記者】 先ほどの原子力防災訓練の話ですが、今の時点で九州電力が 7 月の再稼働を目指しているということで、7 月以前は無理だというお答えなのか。それとも、再稼働をさせるまで訓練は難しいというのか。どちらのご見解になるのでしょうか。 【伊藤知事】 だから、再稼働するまで使用前検査がずっと続くとなると、電力会社がそれに対応する体制がなかなか取れないでしょうねということです。したがって、実際に今も手続が順次進んでいますので、そうだとすると、結果的に同じこととなりますが。実際に再稼働するまではなかなか難しいでしょうね、ということです。そこに時間がボーンと半年でも空くとかなんとか、時間があればですが、そこは今のところ想定できないので、そうであれば現実的には難しいでしょうね、というのが今の我々の判断です。 避難訓練は再稼働の前には難しいということであったが、使用前検査は終わり、8 月 1 1 日に再稼働に入った。知事が実施が難しいという状況はなくなった。 避難に関しては特に、①要援護者、子どもたち及び妊産婦の避難、②安定ヨウ素剤の配布（特に 3 歳以下の乳幼児には粉末ヨウ素剤を水で溶かして飲ませなければならないこと）が心配である。 また、避難訓練は、実効性の確認の観点から、3 0 キロ圏だけでなく、避難先の自治体も含めたものにするのは当然である。 よって、下記のとおり陳情する。 記 1 日も早く、避難計画に実効性があるのか確認するための避難訓練の実施を求めること。			

受 理 番 号	陳情第 1 8 号	受理年月日	平成 2 7 年 8 月 2 4 日
件 名	川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
川内原発 1 号機は、運転開始から 3 1 年と 2 か月目に入った老朽原発である。爆発した福島第一原発 4 号機は、運転開始から 3 2 年と 5 か月のときに大事故になった。 大事故の発生はあり得るということで原発の再稼働に入ったことから、実効性のある避難計画のあることが大前提である。 8 月 7 日には A 1 次冷却材ポンプの軸振動計の異常、8 月 2 0 日には復水器細管が損傷し海水が復水器に入るという事故も発生した。市民の不安は高まっている。 今年の 4 月 2 2 日には、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正したが、避難計画には多くの疑問点がある。 大きな会場でなければ参加者の多様な疑問や意見、それに対する回答の共有は難しいと思う。もちろん、複数回、参加しやすい日程、時間など考慮すべきである。 よって、下記のとおり陳情する。 記 1 日も早く、県と市の共催による、避難計画の説明会実施を求めること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 森 永 靖 子